

平成20年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

9月29日（月）午前1

0時開議

日程第 1 議案第45号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第 2 議案第46号 嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例を制定すること

について

日程第 3 議案第48号 嵐山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の

一部を改正することについて

日程第 4 議案第49号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部

を改正することについて

日程第 5 議案第50号 嵐山町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについ

て

日程第 6 議案第51号 嵐山町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正す

ることについて

日程第 7 議案第52号 平成20年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定につ

いて

日程第 8 議案第53号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号）議定について

日程第 9 議案第54号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議定について

日程第10 議案第55号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

- 1号) 議定について
- 日程第11 議案第56号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計補正予算
(第1号)
- 議定について
- 日程第12 議案第57号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議定について
- 日程第13 議案第58号 平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号) 議定
- について
- 日程第14 議案第65号 比企土地開発公社定款の一部を変更することについて
- 日程第15 議案第66号 町道路線を廃止することについて
- 日程第16 議案第67号 町道路線を認定することについて
-

○出席議員(14名)

1番 畠山美幸 議員	2番 青柳賢治 議員
3番 金丸友章 議員	4番 長島邦夫 議員
5番 吉場道雄 議員	6番 藤野幹男 議員
7番 河井勝久 議員	8番 村田廣宣 議員
9番 川口浩史 議員	10番 清水正之 議員
11番 安藤欣男 議員	12番 松本美子 議員
13番 渋谷登美子 議員	14番 柳勝次 議員

○欠席議員(なし)

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	菅原広子
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町	長
高	橋	兼	次	副	町長
安	藤		實	総務課	長
金	井	三	雄	政策経営課	長
富	岡	文	雄	税務課	長
中	嶋	秀	雄	町民課	長
井	上	裕	美	健康福祉課	長
田	邊	淑	宏	環境課	長
水	島	晴	夫	産業振興課	長
木	村	一	夫	都市整備課	長
小	澤		博	上下水道課	長
安	藤	高	二	会計管理者兼会計課	長
加	藤	信	幸	教 育	長
小	林	一	好	教育委員会学務課	長
田	幡	幸	信	教育委員会生涯学習課	長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局	長
				産業振興課長兼務	
松	本	武	久	代表監査委員	
藤	野	幹	男	監査委員	

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、平成 20 年嵐山町議会第 3 回定例会第 6 日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎発言の訂正

○柳 勝次議長 ここで、本定例会第 1 日目の平成 19 年度嵐山町定額基金運用状況報告についてのうち、国民健康保険高額療養費貸付基金における説明について訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 議長のお許しをいただきましたので、ここで定額基金運用状況調書の訂正につきましてご説明をさせていただきます。

まず、24日の議会におきましてご説明をさせていただきました後におきましてこのような訂正をお願いいたしますことは、まことに申しわけなく、心からおわび申し上げます。

訂正をお願いいたします基金は、国民健康保険高額療養費貸付基金でございます。訂正箇所は3カ所で、記載金額の訂正をお願いするものでございます。

まず、決算年度中増減額、増減額欄中増額回収額「236万6,000円」を「243万6,000円」に、決算年度末現在高「405万」を「412万」に、これは現金でございます。また、「195万」を「188万」に、これは貸付金でございますが、ご訂正をお願いするものでございます。

なお、24日の議会におきましてご説明をさせていただきました内容につきまして、この説明をもちまして訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございますが、大変ご迷惑をおかけし、まことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 清水議員。

○10番(清水正之議員) ちょっと持ってきていなかったもので、文書で返答いただければと思うのですが。

○柳 勝次議長 訂正の内容ですか。訂正の内容はお配りしてありますけれども。はい。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○柳 勝次議長 日程第1、第45号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第45号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町教育委員会委員栗原靖氏の任期が平成20年9月30日に満了となるため、引き続き同氏を嵐山町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条

第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

栗原氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第45号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、第45号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第2、第46号議案 嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第46号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例を制定するものについての件でございます。嵐山町教育委員会委員への保護者の選任を図り、もって教育行政の進展に資するため、本条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林学務課長。

〔小林一好教育委員会学務課長登壇〕

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、議案第46号につきまして細部の説明をさせていただきます。

まず、第1条でございますけれども、趣旨でございます。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条のただし書きの規定に基づきまして、嵐山町教育委員会委員の定数を定めようとするものでございます。

なお、この法律の第3条につきまして、教育委員会は5人の委員をもって組織するというものでございます。ただし、条例で定めるところに、町村におきましては3人以上の委員をもって組織することができると、この条文を用いまして定数を定めていきたいというものでございます。

第2条は委員の定数でございます。法の定める定数、5人でございますけれども、6人としていきたいと。1名増を図るわけでございますけれども、もって保護者の選任を図りたいとするものでございます。

附則でございます。この条例は平成20年10月1日から施行するというものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 定数に関する条例ですけれども、アファーマティブアクションというのが男女共同参画の中でこのごろかなり言われていますけれども、定数の中で男女を同数にするということが入れることができると思うのですが、その点はいかがでしたでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 お答えいたします。

なるべく男女の定数を半分にしようと思っておりますので、かねて3人枠でございまして、ただ単に、今おっしゃるように、増員を図って、そして保護者を選任していくということでございまして、何と申しますか、早急に男性と女性の比を改めていくことは、ちょっと今のところは考えてはいないということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 現在4対1の割合で男女比ですよね。それが5対1という形になっていくということも当然考えられますけれども、その点についてのご配慮はあるのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 渋谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの状況で、嵐山町の中では男女共同参画、これをしっかり進めていきたいと思います。委員会の中でも審議をいただいて、そしてそれに基づいて出てきている結論に近づけていきたいと思います。

その中で、今委員会の中に男女比というものを、目標を設定をいたしまして、35%、これを目指して、当面は目指していくということで進めております。それにいろんな委員会があるわけですが、それを超えているもの、まだ届かないものというようなものがあるわけですが、そういうものがすべてクリアできる方向に向けて嵐山町では進めていくということでございます。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) いろいろな委員会の中で、でこぼこといいますか、いろいろな状況になっているのはわかっているのですが、教育行政に関しては、教育委員会に関しては、この男女比の差を縮めていく方向にあるのかどうか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 当然教育行政におきましても、教育委員会だけでなく、いろんな委員会あるわけでございます。35%、これを目指して嵐山町では進めていくということでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) この定数条例については、さきの全協の中で話があったような内容なのだろうなというふうに思うのですが、いずれ保護者を選任するということの中の定数等の1ということなのだと思うのですが、そういう観点から考えると、今度の定数1の条例そのものは、町の教育委員会の内容そのものが、その代表の保護者を通じてPTAの中で採用させていくというような内容にも当たるのかなというふうに思うのです。

そういうことから考えると、今嵐山町の中には、各単位PTAがそれぞれの学校の中に置いてあり、同時に嵐山町のPTAの連合会というものが設置をされています。いずれにしても、10月1日からの施行ということになりますと、もう既に人選そのものが始まっているのかなというふうに考えているわけですが、具体的には町の教育委員会の方向そのものが、その代表の保護者を通じて、嵐山町のPTAの連合会なり単位PTAなりに反映できるような、そうした人材を選ぶことが大切なのかなというふうにも感じるのです。

けれども、具体的にどうした人材を考えているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 清水議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

今お話のように、教育の基本にかかわることでございまして、嵐山町教育の基本にかかわる内容について検討いただくわけですので、そういう観点から教育委員さんを選任をしなければならない。そういう中で今回の法律の改正がありまして、保護者を入れなさいということに変わってまいりました。それは過日の説明会の席でもお話をさせていただきましたけれども、教育委員会そのものに対する、国全体の中で、活性化を図るべきだとか、あるいはもっと極端な意見で言うと、教育委員会無用論みたいな意見も正直あるわけでありまして、それをどう是正をして、どう現在の教育行政の中に反映しやすいような状況ができないかということが、基本にも、裏のほうにもあるのだと思うのです。そういうことを嵐山町の中でも当然考えていかなければいけないし、嵐山町の幸い教育委員会では活性化図れて、大変活発な委員会活動もしていただいておりますけれども、その上に、あえてそういうようなことをやっていくということでございます。それにはご父兄の、PTAの意見というようなこともありましたけれども、嵐山町の教育全般にかかわることでございます、委員さんでございまして、当然その父兄の代表ということもありますので、そういうことも加味をしていただきますが、嵐山町教育全般に対して、しつかり的確な意見を発表していただける人をお願いができればというふうに考えております。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 保護者の代表ということで、一番町のほうで意見を吸い上げるという面では、やはり現場からの意見というのが、この保護者が入ることによって、いろんな面での現場の状況、それから保護者が持っている心配なり考え方なりというものが、その人、その保護者の代表を通じて町のほうに反映できるのだと思うのです。そういう面では、私そうした人たちが入るとするのは非常に大切なことだというふうに思うのですが、ただ単に役職だからその人に充てるということであっては、これはまた意味合いが変わってくるというふうに思うのです。

そういう面では、保護者の代表であっても、きちっとやはり町の教育委員の一人だという認識を持って入ってきていただかないと、どうしてもその保護者の代表というと、どうしてもPTAというものがありますから、そういう形で、PTAの代表ということではなくて、やはり保護者の代表として今の5校の中

の問題の意識を、現場の状況をその町の中に反映をさせていただくという観点で入ってきていただかないと、どうしても保護者の、PTAの代表みたいな形で、役職みたいな形で選ばれるということになると、またこれは意味合いが変わってくるのかなというふうに思うのです。そういう面での人選というのは非常に難しいかなというには思うのですが、その辺の考え方というのはどうなのでしょう。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 清水議員さんおっしゃるとおりでございます、嵐山町の教育全般を考えていただく教育委員会の委員さんでございますので、PTAのご父兄の考え方を集約をしてということももちろんでございますけれども、それに限られたことでなくて、嵐山町教育全般についての見識をしっかりと発表させていただけるような方をお願いをしたいというふうに思っております。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第46号議案 嵐山町教育委員会委員の定数に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第3、第48号議案 嵐山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正することについての件を議題いたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第48号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第48号議案は、嵐山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条

例等の一部を改正することについての件でございます。地方自治法の一部の改正する法律の施行に伴い、議会の議員の「報酬」を「議員報酬」に改めるため、嵐山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び嵐山町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 48 号議案 嵐山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第49号議案 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 49 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 49 号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、議案第 49 号の細部説明をさせていただきます。

裏面をごらんになっていただきたいと思います。この条例の第 12 条第 3 号でございますけれども、この条文は嵐山町以外の公務員あるいは公務員に準ずる職員から本町の職員となった場合、この場合の年次有給休暇の日数を規定したものでございます。

このうち、この改正前、ゴシックでございますけれども、公庫の予算及び決算に関する法律に規定する公庫、この公庫といたしまして、国民生活金融公庫等 6 つの公庫、それから 2 つの銀行があるわけでございますけれども、今回の政策金融改革、平成 17 年から始まっている改革でございますけれども、この改革によりまして、本年の 10 月 1 日より 4 つの公庫等が株式会社日本政策金融公庫、こういった公庫に統合されるということでございます。それから、2 つの公庫につきましては完全に民営化、それから 1 つの公庫につきましては廃止ということになりました。

なお、左側の改正後でございます沖縄振興開発金融公庫、この公庫につきましては平成 24 年度以降に統合をされるということがあわせて決定をされておりまして、それまでこの名称で残るといふうなことでございます。このため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 49 号議案 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第5、第50号議案 嵐山町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについての件でございます。民法及び地方自治法の一部改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 議案第50号につきまして細部説明を申し上げます。

恐れ入りますが、裏面をご高覧いただければと思います。まず、この嵐山町認可地縁団体の印鑑条例の一部改正の関係でございますけれども、これにつきましては改正前の地方自治法に規定されております地方自治法の260条の2に規定をされておりました。そして、認可地縁団体については民法で読みかえ規定をしておりましたけれども、今回この民法が第38条から84条までの規定が削除されました。それに伴いまして、地方自治法に新たにこの関係条文が追加されたわけでございます。そのための改正でございます。

第2条では登録資格についての規定でございますけれども、この中で、第3号から第5号までが地方自治法の260条の2の関係の条文で規定をされておまして、これが民法に読みかえ規定をされておりましたけれども、この民法が改正になりまして、3号では新たに地方自治法第260条の9に規定が設けられました。また、4号では特別代理人の関係ですけれども、これにつきましても地方自治法の260条の10に規定が新たに設けられております。5号につきましては清算人の関係でございますけれども、これにつきましても260条の4に新たに条文が制定されました。

次に、4条と10条の関係でございますけれども、これにつきましては「事務所」の所在地を「主たる事務所」の所在地と条文整備をするものでござい

ます。

また、第8条につきましては、認可地縁団体印鑑登録別表の職権の抹消についての規定でございますけれども、これにつきましても民法 68 条で準用しておりますけれども、新設の地方自治法の 260 条の2に条文が整備されましたので、今回条例を改正をさせていただくものでございます。

なお、この条例につきましては、平成 20 年 12 月 1 日から施行となるものでございます。内容につきましては変わっておりません。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 勉強不足でまことに申しわけありません。認可地縁団体というのは、具体的にはどういう団体なのでしょう。嵐山町にはあるのでしょうか。それだけちょっとお聞きしたいのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

認可地縁団体につきましては嵐山町に1カ所ございます。杉山地区にございます。この認可地縁団体と申しますのは、地域でこの認可地縁団体になりますと、資産等登記ができるということになりまして、個人名義でなくて、地区でそういう土地なんかとか建物について所有ができるということになります。それに必要な印鑑登録等について、調書が発行ができるというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そういう意味では少なくなってきたのですが、地区の共有財産というものを所有しているところにそういった団体があるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

そういうものについて登記をすることは可能だと思いますけれども、杉山の後、もう一カ所もこういう団体をつくりたいということで町のほうに相談があったのですが、いろいろな事情でちょっとできなかったのですが、もうそういう団体をつくっていただくことによって、地区名義のものが所有ができるということになるかと思えます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 関連というか、同じような質問になると思いますけれども、確かに大字名義の土地だとかあるのですが、それは新たにこの地縁団体になりたいということがあった場合に、どんな条件があるのでしょうか。具体的には、私どものところにも墓地なんかは、そういうこの地区で持っているのがあるのですが、結局後で大変困ってしまう問題が起こってくるのです。その辺の、私も勉強不足で申しわけないのですが、要件等々がありましたらお知らせいただければと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

これにつきましては、行政区が法人になるわけでございますので、基本的には、先ほどの改正をさせていただきました代表者のほかに、仮代表とか特別代理人とか清算人、こういう人がそういう名義で登記の代表者になることができるわけです。ですから、行政区でこういう法人格を持ちたいといった場合には、行政区の全員の方のご同意がいただければ、あとは申請書を用意し、登記所のほうへ登記していただくということになるかと思えます。町では印鑑証明を発行すると。ですから、一般的な法人と同じような登記申請が必要になるというものでございます。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) そうすると、新たに地縁団体になるというのは大変なことになるのかなというふうな感じを持ちましたが、今まで持っていた土地の所有者が地縁団体になるということは、すべての関係者がその地縁団体の法人格を取るための会員になるには印鑑証明が要ることなんでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

代表者の印鑑登録は必要になりますけれども、基本的には区で紹介をして、議事録を作成していただく。そして、代表者を決めていただくと。あと、資産に関する事項と事務所の所在地、目的、区域、こういうものの登記をしていただくことによって地縁団体として登録ができるというものでございます。何しろ総会で賛同をいただかなければまずだめだということになるかと思えます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 確認いたしますが、総会で決定がされて、あとは役員が登記をしておけばいいという、それで印鑑証明が出るということなのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

全体で、この法律でいきますと8項目ございます。まず、規約をつくります。それで、規約をつくりまして、その規約の中に目的、名称、地域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、あと会議に関する事項、会議録ですね、総会。それと資産に関する事項、こういうものが整えば登記ができるというものでございます。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 50 号議案 嵐山町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、第 51 号議案 嵐山町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 51 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 51 号は、嵐山町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正することについての件でございます。民法の一部改正に伴い所要の改

正を行うもの及び墓地等を経営しようとする者の基準を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊環境課長。

〔田邊淑宏環境課長登壇〕

○田邊淑宏環境課長 それでは、議案第 51 号の細部につきましてご説明させていただきます。

裏面の改正条例をごらんいただきたいと存じます。今回の改正でございますが、経営者の基準であります第2条中の所要の改正をさせていただくというものでございます。

まず、第2号の改正でございますが、行政改革関連の公益法人制度改革に伴いまして、平成 20 年 12 月1日から現在の民法第 34 条に基づく公益法人の設立についての仕組みが変わりまして、新たな2つの法律に基づきまして、登記のみで設立できません一般社団法人及び一般財団法人と、その法人が公益法人の認定を申請いたしまして、手続を経て、行政庁の公益認定がされます公益社団法人及び公益財団法人との2つに改組されるというものでございます。これによりまして、国から示されております墓地経営管理指針における公益法人がこの制度の公益社団法人及び公益財団法人に該当することによりまして改正するものでございます。

次に、3号中の改正でございますけれども、宗教法人の基準につきまして、墓地経営管理指針との整合を図るため、一部を改正及び削除させていただくというものでございます。第4号、第5号、第6号につきましても、墓地経営管理指針と整合を図るため、削除させていただくことでございます。

附則でございますが、第1項は施行日を定めたものでございます。第2項につきましては、改正後の第2条第2項で規定する公益法人または公益財団法人についての経過措置でございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ちょっと確認なのですけれども、今4、5、6号は削除という話をしたのですけれども、現在ある個人墓地なりのものの継続というものは、そうすると今後はどういうふうな形となるのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

現在経営されています個人墓地だとか共同墓地につきましては、この法律が施行する前に、その墓地を経営管理してきたということでございますので、その辺につきましては、その経営者、経営されていたということで、それはこの法律で許可をとってあると、見込むということで、それは必要ないということでございます。ですから、従前から経営されていた墓地については、そのままそれを引き継いで行っていくということについては差し支えないということでございます。

それで、4号、5号、6号を抜いたというのは、これは新たな設置ですか、それを見込んだときに、要するに個人のそういうものがまずいということで、省かせていただいたというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 4号が共有墓地で、5号が個人墓地だと思うのですよね。だから、そういう面では、今までであるところについてはそのまま生きるということで、例えば共有墓地の場合は、今後新しく共有墓地としてつくることというのはできないというふうになるわけなのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

共同墓地を今後新たに設置するということは、この今の墓地埋葬等に関する法律の中でうたわれています経営指針にのっとりますと、それはできないということでございます。新たに設置したりする場合には、まず一番いいのが地方公共団体がいいだろうと。次に宗教法人と公益法人。それ以外のものについては今後認めていくのはまずいだろうということでございます。そういうことで今回省かせていただきました。

それと今回もう一つは、近隣の市町村もそうなのですけれども、この1号、2号、3号のほかに入っているところの条例が他の市町村にないということで、これについては県からの、県というか上部機関からの指導によりまして、皆さんそういう形をとっているということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今お聞きしますと、県からの指導でということで、確かに嵐山町はこの墓地条例というのを設置をしましたよね。その影響な

んかというふうに理解してよろしいのですか。

それともう一点、この間も新聞に出ていましたが、最近ペット霊園が大変問題になったといいたいまいしょうか、あちこちに設置をされて問題を起こしているところが多いと。ただ、需要は多いということが出ておりましたが、このペット霊園の開設についても、この法律といいたいまいしょうか、条例は適用することができるのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 答えさせていただきます。

ペット霊園の関係でございますけれども、この法律とはまた別なものになっています。この条例、4号、5号、6号を削除させてもらったというのは、今まではそういう墓地の関係で、結構正当ではなく、あちこちで問題を起こしているという部分もございまして、それで上部機関からも、嵐山町の条例についてはこういうものを極力避けるために整理しておいたほうがよいというようなことも指導されております。

それと、この4号、5号、6号を抜いたというのは、要は個人墓地とか共同墓地、そういうものについては永続的に経営がしていくのが難しいだろうという反面、そういう面からこういうものは除いてほしいということでございます。要は、今少子化だとか核家族化が進んでいる中で、要するに家庭意識というのですか、そういうものが薄れているわけでございますけれども、そういう段階でこの墓地について、いつまでお参りしていつもらえるのかという面を考えると、やっぱりそういう個人的な墓地については新たに認めるのはまずいということで、今回削除させてもらったということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) ちょっとわかりにくいのですが、ペット霊園については、この条例とは違うのだということなのです。ただ、霊園には変わりはないと思うのですが、この新たにペット霊園というか、問題になっているというのは、こんなことがあるのかなと思ってみましたが、市街化区域内の中にも、住宅地の中にもそういうのを開いたりなんかすると。そういうところがあったというので、問題だなと思っているのですが、嵐山町にはその問題は今起こっておりませんが、これが条項、こういう墓地、墓地としてのとらえなのか、ペット霊園というような、同じ霊園でも墓地としてのとらえなくてもいいのかどうか、その辺参考までにお聞きします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

この墓地、埋葬等に関する法律、これについてはあくまでも人間を対象にしたものでございまして、ペットの場合につきましては、今もそうなのですが、それが亡くなったときについては、廃棄物というふうな形で扱われるわけなのですが、そういった面から考えて、この法律とはかけ離れているということ。

〔何事か言う人あり〕

○田邊淑宏環境課長 それとは違うというふうに。

○柳 勝次議長 ペット条例とか、具体的にどういうのかというのは。

○田邊淑宏環境課長 ペット場の焼却というか、その条例の関係ですか。それについては、ちょっと今資料ございませんので、わかりません。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 51 号議案 嵐山町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、第 52 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 52 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 52 号は、平成 20 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 6,296 万 4,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 59 億 3,647 万

8,000円とするものでございます。その他、地方債の変更は4件であります。なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 議案第52号につきまして細部説明を申し上げます。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。最初に、第2条の地方債の変更からご説明をさせていただきます。まず、まちづくり交付金事業でございませけれども、限度額を2,620万円減額いたしまして、2億4,260万円とするものでございます。これにつきましては、まちづくり交付金がふえましたので、その分を補助金が増額になりましたので、起債を減額をさせていただくものでございます。

次に、道路整備事業債でございませけれども、これにつきましては1,820万円を増額いたしまして、限度額を8,270万円とするものでございます。これにつきましては、20年度の土地購入と補償物件等の確定がございましたので、増額をさせていただくものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業につきましては、志賀小学校のエレベーターの工事が確定いたしましたので、50万円を減額し、1,330万円とするものでございます。また、臨時財政対策債につきましても額が確定いたしまして、7万6,000円を減額いたしまして、2億128万9,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、12ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございませ。1款の地方税でございませが、1目の個人町民税でございませが、2,000万円を増額をさせていただくものでございませ。これにつきましては、所得割の調定見込みの増加によるものでございませして、所得割につきましては、合計しますと9億7,007万円となるものでございませ。

次に、2項の固定資産税でございませ。固定資産税につきましては3,000万円を増額をさせていただくものでございませ。大きくは償却資産が伸びておりまして、2,500万円を増額をさせていただくと。土地につきまして400万円、家屋につきまして100万円の増額ということでございませ。

次に、9款地方特例交付金1,228万3,000円の増額補正でございませが、この主なものにつきましては、減収補てん特例交付金1,186万2,000円の増額でございませ。これにつきましては、住民税における住宅減税措置に伴う減収補てん特例交付金が確定をしたものでございませ。

次に、10 款地方交付税 7,459 万 5,000 円を減額するものでございます。この減額につきましては、普通地方交付税でございます。普通地方交付税の合計額が3億 9,488 万 5,000 円となるものでございます。今回の減額の主な理由でございますけれども、これにつきましては 19 年度町民税が大幅に伸びまして、30 億円も町税がふえたと、超えたということでございます。それに基づいて交付税の基準財政収入額を計算しますので、この税収の伸び分がふえてきたと。それと、基準財政需要額におきましては、本年度新規で地方財政対策費というのが設けられまして、基準財政需要額に嵐山町でも 4,117 万 6,000 円ほど基準財政需要額が伸びたのですけれども、ほかの単位費用が落ちまして、トータルでいきますと前年と比較して 185 万 2,000 円の基準財政需要額の減ということでございます。大幅に税収が伸びた分について、そのまま交付税が減額になったというものでございます。

次に、14 款の国庫支出金でございます。1 目民生費国庫負担金でございますけれども、これにつきましては 732 万 5,000 円の増額でございますが、主なものにつきましては、保育所運営費負担金でございます。保育所入所児童の増加に伴うものでございます。

次に、国庫補助金の関係でございますが、4 目の土木費国庫補助金、12 ページの一番下のところでございますが、8,850 万円の増額補正でございます。まちづくり交付金が 8,850 万円ふえまして、合計いたしますとまちづくり交付金が3億 6,650 万円になるものでございます。

14 ページをお願いいたします。15 款の県支出金でございますが、14 ページの下から2つ目の表のところに、1 目の総務費委託金がございます。これにつきましては 551 万 3,000 円の増額でございます。個人県民税の徴収取り扱い交付金が増額になったものでございます。これにつきましては、税源移譲時の年間所得変動に係る経過措置の還付でございます。これにつきましては計算式が 1,390 万円掛ける 0.3966 を掛けた数字でございます。

次に、16 ページをお願いいたします。19 款繰越金でございますが、5,290 万 7,000 円を増額いたしまして、1億 8,290 万 7,000 円とするものでございます。

次に、21 款町債でございますが、これにつきましては先ほど地方債の変更のところでご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

次に、18 ページをお願いいたします。まず、2 款の総務費でございますけれども、一般管理費の中の事業番号2の一般職給与費等でございますけれども、413 万 9,000 円の増額でございますが、これにつきましては3目の

会計管理費のところの一般職給与費等の減額がございます。これは人事異動に伴う給与の増減でございます。

次に、事業ナンバー20番の財政管理事業でございますけれども、54万6,000円の補正をさせていただきます。これにつきましては、当初予算の印刷製本費が落ちてしまいましたので、今回補正で増額をさせていただくものでございます。400ページ掛ける130部掛ける10.5円ということで、54万6,000円でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。事業ナンバー5番の普通財産管理事業でございますが、これにつきましては不動産鑑定委託料26万6,000円の補正でございます。これにつきましては鎌形3097番地、山林5,883平米ございます町有地の売り払いにおける不動産鑑定委託料でございます。

次に、5目の財政調整基金、事業ナンバー1の財政調整基金管理事業でございますが、財政調整基金に2,200万円を積み立てをさせていただきます。これによりまして、財調の残高が4,513万3,000円となるものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。2項の徴税費のうちの事業ナンバー4番の徴税還付事業でございます。1,390万円でございます。これにつきましても、税源移譲時の年間所得の変動に係る経過措置の還付分でございます。425名分でございます。

次に、2目の賦課徴収費の事業ナンバー1の町民税賦課事業でございますが、632万1,000円の増額でございます。そのうち電算委託料が614万5,000円でございます。これにつきましては、個人住民税における公的年金の特別徴収制度の実施に伴うシステムの変更でございます。

次に、事業ナンバー2の資産税賦課事業でございますが、電算委託料200万円の増額でございます。これにつきましては、21年度に固定資産税の評価替えを行いますので、システムの変更をする費用でございます。

次に、24ページをお願いいたします。3款の民生費でございます。2項の児童福祉費の中の事業ナンバー5のこども医療費給付事業でございます。634万3,000円の増額でございます。これにつきましては、こども医療費のうち町単独分の医療費について634万3,000円を増額するものでございます。

26ページをお願いいたします。2項の児童福祉費の事業ナンバー1の保育所保育事業でございますが、1,814万9,000円の増額でございます。これにつきましては、13節の委託料で1,005万5,000円、これにつきましては保育所入所児童が増加したための補正でございます。19節の負担

金補助及び交付金 809 万 4,000 円につきましては、特別保育対策等の促進事業ということでございますが、これにつきましては特別保育事業の低年齢児の増によるものでございます。

次に、6款農林水産業費の2項の林業費でございますが、1目の林業振興費の事業ナンバー1の林業振興事業でございますが、70 万 6,000 円の増額でございます。これにつきましては、杉山地内の明神前線の側溝のふたをかけるための賃金と原材料費の補正でございます。

次に、28 ページをお願いいたします。8款の土木費の3目道路新設改良費 2,100 万 2,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、主なものは事業ナンバー3の生活道路整備事業 2,092 万 5,000 円の増額でございます。これにつきましては、先ほど地方債補正のところでは土地と物件補償というお話をさせていただきましたが、補正理由のところを見ていただきますと、工事施行箇所が鎌形 163 号線、志賀 271 号線、川島 185 号線、東原区 4-5 号線、ここの整備をするための土地購入費として 1,182 万 5,000 円、物件補償費として 910 万円を増額するものでございます。

事業ナンバー4の幹線道路整備事業につきましては、町道 1-14 号線の工事請負費を減額いたしまして、22 節の補償、補填及び賠償金に 169 万 2,000 円を組み替えるものでございますが、これにつきましては電柱移転が発生したために組み替えをするものでございます。

次に、3項の都市計画費でございますが、2目の土地区画整理事業、2の平沢土地区画整理事業につきましては 2,500 万円を増額をさせていただきまして、まちづくり交付金対象事業を前倒しで進めているものでございまして、これによりまして 2億 7,500 万円の事業展開をするものでございます。

次に、30 ページをお願いいたします。9款の消防費でございます。3目の消防施設費でございます。事業ナンバー3の消防施設整備管理事業 714 万 4,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、工事請負費で 630 万円でございますが、内訳といたしまして、駅前のポケットパークに防火水槽を設置するための費用が 550 万円でございます。それに平沢1区の防火水槽を撤去する費用が 80 万円でございます。負担金補助及び交付金のところで、この平沢1区の防火水槽の撤去に伴いまして、今度は新たに消火栓を設置するための負担金が 84 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、10 款教育費でございます。2目の事務局費でございますが、これにつきましては、3の教育委員会事務局総務事業で 146 万 5,000 円の増額でございますが、内訳は7節の賃金に 62 万 5,000 円でございます。これに

つきましては、学習生活指導支援員さんの臨時職員賃金を102日分増額するものでございます。それと、13節の委託料84万円につきましては、アスベストの含有率測定調査委託費用でございます。

次に、2項の小学校費でございますが、事業ナンバー5の小学校施設改修事業340万9,000円の増額でございますが、委託料に250万円、これにつきましては七郷小学校の体育館を改築するための調査として、体育館の耐力度調査を委託するものでございます。また、工事請負費90万9,000円につきましては、志賀小学校の体育館の雨漏りがしておりますので、これを改修するものでございます。

次に、5項の社会教育費でございます。2目の公民館費、5番の(仮称)ふれあい交流センター建設事業1,500万、これにつきましては新規で補正をさせていただいております。これにつきましては測量設計委託料でございます。嵐山中央地区に基づいて、都市再生整備計画の変更をさせていただきまして、老朽化した公民館及び旧役場庁舎の取り壊しをいたしまして、勤労福祉会館を改修をし、(仮称)ふれあい交流センターとして整備をするための設計費用を補正するものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。13款の予備費でございますけれども、1,126万6,000円を増額いたしまして、3,476万3,000円とするものでございます。なお、予備費の現金残高につきましては、現在2,124万4,000円になるものでございます。

次ページ以降につきましてはご高覧をお願いいたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時22分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

既に補正予算に関する提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 20、21ページのまず一番上の財産の売り払いの件なのですが、これは鎌形の例の場所であったということによろしいのでしょうか。これは決議で上げさせていただいて、売り払いにしろ、貸し付けにしろ、どちらでもよかったわけなのですが、ただあそこを安全な残土でやっていくといった場合には、貸し付けで権利を持っていたほうが、町がね。仮に悪い者が入ってきた場合には、いろんな法的措置がとれるのではないかなというふ

うにも思うのですけれども、その点はお考えになったのでしょうか。その上でこういう判断を下したのか、伺いたいと思います。

それから、26、27 ページの保育所の件ですが、保育所の委託料というか、児童がふえたということで、これ一般質問でも前回させていただきましたが、産休の関係で、ちょっと今多く入れられないのだという説明であったわけです。産休が明けたのか、また別な方法をとられたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、家庭保育室のところも増加によりということで、家庭保育室への増加傾向というのは今後も続くというふうに見ているのか、伺いたいと思います。

それから、30、31 ページのふれあいセンターの件なのですが、これで勤労福祉会館を中心としたもので、施設ができるわけですね。それはいいのですけれども、せつかくつくるに当たって、やはり今の時代ですから、環境を考えた施設建設というのがやっぱり求められてくるのではないかと思うのです。そういう点で、何かそういうことは考えていくお考えがあるのか、その点を伺いたいと思います。焦眉の課題ですからね。これは全地球的な課題ですので、嵐山町としても当然していくべきだと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

それから、32、33 ページの給食調理場の件なのですが、これは財源の内訳ですから、そのものではなくて、この金額の中に、この前の全協の中で直近の問題が出されたわけですね。もし入っているとしたら、ちょっと質問したいのですけれども。校長先生など何人かの人に意見を聞いて、プラスチック的な材料のものを使うのだということになったわけですね。私もちょっと保護者に聞いたのですけれども、やっぱり心配だという、陶磁器に比べて心配だという意見がその人は持っていたのです。ですので、今はやっぱり意見聴取の時代ですから、パブリックコメントをはじめとしてね。校長先生が代表だと、校長先生だけではありませんでしたが、やはりPTAというか、保護者に聞いてみるということが大事ではないかなと思うのです。その上で、多数の人がこの食器でもいいよとなれば、それは私も仕方ないと思うのですけれども、やはり聞く範囲が狭いと思うのですけれども、その辺改めるお考えがないか、伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

20 ページの普通財産の管理事業の中の不動産鑑定委託料の関係でござ

ざいますが、これにつきまして、川口議員さんから土地の貸し付けをしたらどうかというご提案をいただいておりますが、これにつきましてはまだ売り払いを決定したわけではございませんけれども、できれば財政状況も大変厳しい状況ですので、売り払いの方向で検討はしてみたいと考えております。ただ、問題は議会で議決していただきました内容について、売買契約書の中に規定をして売り払いをしていければということで、今弁護士さん、また県の環境関係の課とご指導いただいているところでございまして、その条件を満たすのであれば、売り払いもよろしいのではないかなと考えております。

あとは、この転売ができないように、買い戻し特約とか、そういうものをつけたもので対応していければというふうに検討を進めているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えをいたします。

27 ページの保育所保育実施委託料 1,005 万 5,000 円の増額についての件でございすけれども、この増額につきましては、当初と比較いたしまして、実績見込みとして 90 人増加が見込まれるということでございまして、その人数のふえるための補正でございす。それから、産休のご質問もございましたが、当初第二保育園に2人の方が産休に入っていらっしゃいまして、うち1人の方につきましては1月に産休が明けるといような状況でございす。

それから、その下の家庭保育室の関係のご質問でございすけれども、家庭保育室、今回 27 万円の増額補正をお願いするわけでございすけれども、ここにございすように、乳幼児数の増加ということでございす。4 保育室で、当初 108 人の予定をしておりました。これが 168 人に実績見込みとしてなると、そのための増額補正をさせていただくものでございす。増加傾向が続くのかというような質問もございましたが、大きな増加傾向ということではないにしろ増加をしているというのが現在の状況でございす。家庭保育室につきましては、どんな方が行っていらっしゃるかという、この家庭保育室に職場が近い、あるいは友達が通っていて一緒に行きたい、そのような理由で通っている方が多いようでございす。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、教育委員会、田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 ふれあい交流センターにつきましてお答え申し上げます。

ふれあい交流センターの建設に当たって、環境を考えているというよう

お話でございましたが、ふれあい交流センターにつきましては、現在ある勤労福祉会館の下をふさいでやるということが現在の方針でありまして、現在ある電気等をそのままつかってやっていくような形を現在では考えておるといことで、お話の環境というのが、太陽光発電だとか、どのような形なのかちょっとあれなのですが、現在では電気系統等について今のような形を考えていけたらなと考えておりまして、まるっきりの新築でしたら、そのようなものもちょっと考えられるのかなと思うのですけれども、あくまでふさいだ中で、若干前の道路側のほうに少し施設を出していきたいと思っているといことで、現在のところは考えているところです。

以上です。

○柳 勝次議長 続いての質問ですけれども、給食センターのポリ食器については、この補正予算に関してはあくまでも財源内訳といことで、説明の補正予算の内容が違いますので、質問としての内容が整っていないと判断いたしまして、質問として、答弁は必要ないと考えております。また、過日の全員協議会でもこの件についてはかなりの質疑がされておりますので、そういう考えでお願いしたいと思えます。

第9番議員、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。ちょっと言い足りなかったのですね、あそここの場では。これのまた12月の一般質問まで待たなければなりませんので、早く言っておいたほうがいいかなと思って。残念です、議長に取り上げていただけなくて。

保育所の件なのですが、90人の増といことでお答えいただいたわけですが、そうすると、もともとこれは予定していた数で、別の産休の関係者云々で、その人が出たからふえたといことではないといことでいいわけなのでしょうか。

それから、ふれあい交流センターなのですが、少しは何か鉄骨でちょっと出すような話も聞いていたのですけれども、そういうことではなくて、もうまるっきりあの施設を利用したものだけなのですか。ちょっとどんな設計をそうすると考えているのか、お聞きしたいと思うのですけれども。

それで私は、一番いいのは太陽光がつけられれば一番いいなとは思っているのですけれども、これは調理場もそうです。今とにかくそんなお金はないよといことであれば、川越の南公民館といったかな、高階に近いほうなのですが、雨水を利用して、それを周りの草花に、夏場も水をやっているのだと。これわずかですけれども、そんな方法だって一つの環境対策だといふふうに思えるのです。そういったことをわずかでもやっていって、環境面も考えた施設をつくっていく必要があるのではないかと思うのですけれども、

ちょっともう一度伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、人数の増加によるもの、あるいは総人数の中の年齢構成の変動によるものということでございまして、産休の方が出たための増額補正ではございません。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、教育委員会、田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 ふれあい交流センターなのですが、あそこの一帯を整備するということで、まず、ここにも書いてありますけれども、公民館につきましては壊してしまいますということであります。そして、その場所は駐車場になります。そして、駐車場といいますか、その下に、公民館が半地下のような形で今現在なっているわけなのですが、この公民館壊したときに、それが利用できれば、そのところは防火水槽等が使えるような形にできればいいかと、そんなような形で考えておりました。駐車場が防災広場というふうな位置づけにもなりますので、その利用ということで、少しそのような面については考えていけるかなと思います。

それから、現在の旧役場庁舎側なのですが、旧役場庁舎につきましては壊しまして、勤労福祉会館がありますが、勤労福祉会館、それから東側に現在2階建ての倉庫があるわけなのですが、2階建ての倉庫のところも壊して、現在の勤労福祉会館と一体のような形で使えるような形にしていきたいと。そして、勤労福祉会館の下が現在駐車場になっていますけれども、そこを下までまるっきりふさいだだけでなくて、現在の道路側のほうに何メートルか前のほうに出しまして、出張所の用地なり、その辺の施設なり、会議室なり、その辺のところを考えたいと、そんな形で現在は考えているところであります。防災広場のことなのですが、その中でありました防災広場のほうの形で、そのような形もありますので、下の半地下のところには水をためた場所に、それからそれらを利用したもので少し何か考えていければ、ちょっと考えてみたいとは思いますが、

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 保育所の件なのですが、そうすると6月の段階では、私のところに相談に来た人は、その後入れたということで私のところにも話が来たわけですが、あの時点でいわゆる待たせることはなかったというふうに考えられるわけですね。90人入れられるわけでしたからね。そ

うなるわけですね。何か首を横に揺すっていると、何か指摘が違ふよって。そうすると、90人の枠というのは、どの時点で枠がとれたものなのですか。つまりその人は5月の時点で申請をして、そのときにはだめだよと、入れないよというふうに言われたわけですね。7月だったか、入れるようになったというわけなのですが、この90人枠を利用すれば、5月の時点でも入れたわけではないですか。その点、やはりこういうしっかりというか、こういう要望にこたえられるようにしていただきたいというふうに思うのですけれども、5月の時点でできなかったのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほど90人増加するので、その増額補正をお願いするというふうにお話を申し上げましたが、90人の内訳でございますけれども、今までに71人がふえたと。それから、これから見込みが19人いらっしゃる。先ほどお話があった5月の時点では、各保育所、定員もございまして、ただしらこぼと保育園がまだ定員が余裕があるので、そこには入れるということでございまして、そのご希望された保育所はいっぱいだったというような状況でございます。ただ、しらこぼと保育園は空きがあったということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第5番議員、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 確認の意味で1点ほど質問します。

31ページ、七郷小学校体育館耐力度調査委託ですか、内容については課長さんのほうから細部説明がありまして、わかりましたけれども、この結果によって、建てかえではなく、修復ということも考えられるのかどうかお聞きします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、七郷小学校の耐力度調査の件についてお答えをさせていただきます。

まずこれまで、私も含めて七郷小学校については建てかえていきたいと、この考え方にはかわりはないわけでございますけれども、この耐力度調査をなぜやるかという観点について申し上げますと、いわゆる文科省サイドの補助金、これをもらっていくためには、どうしても耐力度調査、そしてこの結果に基づいて、さらには耐震診断等をしていかなければ、そういったところに行き着かないというふうなことでございます。

お尋ねにつきましては、耐力度調査で、耐震の関係等で、建てかえなくて、例えば補強とかにいくというふうな可能性もあるのかということでございます。私どもの今のこの現時点での考えでいきますと、耐力度調査につきましては点数で出てくるわけでございます、これが現在 4,500 点以下でないと建てかえが、まず耐力度調査の関係からいくとできないというふうなことでございまして、やってみないと何とも申し上げられないわけでございますけれども、これ以上という形になりますと、いわゆる建てかえのほうの、こちらとしての補助事業がなくなって、改修法の補助事業というふうな形になるわけでございます。ですので、原則的にはそういった形でいきたいというふうには考えておるのですけれども、財政等考えていくと、この結果に基づいては補助事業でないとかかなり厳しい部分があるので、そういった大規模改造とか、そういった道も選択をしていかなければならないことも起こり得るということで、お答えをさせていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 再質問させていただきます。

町長の就任のあいさつも 24 日にありましたし、また公約にもありまして、七郷小学校の体育館は建てかえだということで私は聞いていましたけれども、私は修復ではなく建てかえとしか思っていないし、絶対そうにしてもらいたいなと思っていますけれども、よろしく願います。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 吉場議員の質問にお答えをさせていただきます。

今課長のほうから話を、お答えをさせていただきましたけれども、原則はそういうような方向でいくのだと、そうではないともたないだろうというのが今の私ども素人で見ただ目の感じではそういうふうにいるわけです。ですので、改築をするのにどういう資金の手当てをしたらいいのかということで、一つ一つこういうことで階段を上ってきているわけでありまして、段取りのためにやっているというような状況で、私どももそう考えておりますが、最悪課長が言ったような状況が起きてしまうかもしれないけれども、そういう状況であれば、そういう状況で安心な建物だというふうにお墨つきがいただけるわけですので、そのときはそのときでまた考えざるを得ないかなと。しかし、原則はそのような考えで進めております。

○柳 勝次議長 ほかに。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 1点質問させていただきます。

先ほどの川口議員の質問とも関連するわけでありませうけれども、ふれあい交流センターで、先ほど課長のほうからも質問にいろいろと答えてあるのですけれども、駐車場のスペースですけれども、中央公民館を取り壊したところが、地下が防水層で、その上が駐車場と。それで、旧役場庁舎のほうは取り壊して、福祉会館にこうつくての改築になっていくというお話なのですけれども、今の真ん中道路が走っているのですけれども、例えばその中央公民館と、それから旧役場庁舎棟を結ぶような形で、道路を直接横断しないで、何というのですかね、行けるというのですかね、どういう構造になるのかはこれから設計の問題なのだろうと思うのですけれども、その辺のところもちょっとわかりませんので、どういうふうになるのかなというふうに思っているのですけれども、ただ私の今頭の中で考えたのでは、そういう面で道路はそのまま横断するような形になっていくのかなというふうに思っているのです。それで、駐車場の台数はどのくらいのものが確保されるのか、それから建物の構造なのですけれども、中央公民館と旧役場庁舎を合わせた形ですと、現在の建物の床面積、いわゆるこのスペースがどのくらいの形で、それ今よりも下回るようなことはないのかどうか、それから建物の階数がどのくらいになるのか、先ほど川口議員の質問の中でも、ちょっとその辺のところがわからなかったものですから、質問させていただきます。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 ふれあい交流センター、今ちょっと中央公民館と結ぶというのがちょっと、話し伺ったのですけれども、それは駐車場から建物へ歩いていくという話ではなくて、今の建物からということなのででしょうか。ちょっとよくわからなかったのですけれども。

まず、お答えします。駐車場なのですけれども、スペースがどのくらいかということなのですけれども、現在ちょっと絵も書いてもらっているわけなのですけれども、ちょっとまだはつきりしていなくて、まだその辺のところははつきり固まっています。ただ、あそこのところは壊して駐車場にし、また防火水槽が、地下を利用したものができればということ考えていまして、周りの防災広場の関係のところもどんな施設を、施設といいますか、どんなものを配置、少ししようとかかというものもあるかと思うのですけれども、この辺のところはちょっと考えていないのですが、今の敷地全部が、ほとんどが駐車場になっているということで、かなりの台数は確保はできるのだというふうに考えておまして、ちょっと台数が出ないので、申しわけないのですけれども。

それから、建物の構造というのは、今の勤労福祉会館、鉄筋のものということをつくっておまして、それと同じような形で、今の建物が2階建て、2

階建てというか、下が無いのですけれども、2階になっていまして、その下をふさぎまして、下がそれなりの会議室なり、事務所なりが確保できると。ただし、それだけではかなりの面積が足りないということでありまして、そこから1階部分だけになるわけなのですけれども、増設部分というのですか、何というのですか、今の道路側のほうに何メートルか、1階部分だけを出した形ということで、2階建て、1階建てというような形で今は考えているという状況であります。

それから、駐車場からは、改めてのところというのが、私の今の話では駐車場になりまして、道路を横断しながら、その今のふれあい交流センターの入り口のほうに、道路側のほうに入り口ができるわけなのですけれども、そちら側から入ってくるという形で、その渡り場とか何か、改めてはちょっと今のところはないのですけれども、そんな状況です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 中央公民館はわかりました。私、今の中央公民館の上にももう一つ建物ができて、それでこう両方に行ったり来たりできるような形になるのかなと思ったのですけれども、そうすると駐車場スペースというのはかなり広がるだろうというふうに思います。今の中央公民館と、いろんな会議や何かの関係なんか、いろんな使い勝手が出てくるのだろうと思うのですけれども、そういうのでは現在の規模を、いわゆる大きく、あるいは一定の確保ができるような形でのスペースを、床面積からしてとれるのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 現在の中央公民館の面積が今度の交流センターになった場合に確保ができるのかと。公民館につきましては、今までの建物というのが2階の大会議室と展示室等で、あいたところというのが、下の倉庫まで含めて、いろんな会議室にしてしまっていて、かなりの会議室の部分があります。それで、面積的には、丸々確保というのはちょっと難しいかと思えます。それは、金銭面もありますし、それから大会議室というのが、今勤労福祉会館の中でも、今2階部分がそのような形で、2部屋ですかね、東側と西側会議室というのをつなげた場合に大きな会議室になりますということがあるかと思うのですけれども、それらもありまして、それと公民館の利用者というのが、どのくらいの人たちがどのくらい使うのかというのもあるかと思えます。大会議室、中会議室、また小会議室と。それで、現在の中では、面積的にはなかなかいかないにしても、部屋数ですか、部屋数はある程度確保していきたいなと考えております。それは、大体使ってい

る方々というのが多いのが、大体 15 人前後というのが多分一番多いのかなと考えております。その辺の人たちがある程度使えるような数というのは、ある程度は確保できるようにやっていけたらいいなと、このような形で考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 長島です。1点ちょっとお聞きしたいと思います。

30、31 ページにあります教育費なのですが、その中に教育委員会事務局総務事業ということで、アスベストの含有率の測定調査委託ということが84万円載っております。私は、今までもどのように行政のほうがこのアスベストについて対応してきたかちょっとよくわかりませんが、石綿障害予防規則第3条第2項の規定により、石綿等の使用の遊具の分析調査を行うため補正するものというふうに書いてございます。調査、そして対応もすべて終わったというふうに私は思っていたのですが、そのようにまだ箇所が指摘されるようなところがあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 お答えをさせていただきます。

アスベストにつきましては、大きく分けまして、吹きつけでアスベストを使っていくと。それから、もう一つは部品等の中、あるいは建材の中にあるということでございまして、先ほど申し上げました吹きつけの関係についてはまず終わっております。それで、今お願いするのは建材の中でございます。建材の使用は、それまで基準的に平成 18 年9月1日までは、1%以下についてはオーケーですよと、それまでは、で、18 年9月1日以降で使っているのは0.1%未満という形で法改正等が出されてやってきました。私どもも、その用途というか、その法的な改正等に従って対応してまいりました。

まず、このアスベストの含有があくまでもこの建材の中でございますけれども、3つあると。建材の中で使われているアスベストが3つあると。申し上げてみますと、アモサイト、これは茶色い石綿だそうでございます。それからクリソタイル、これが白い石綿、それからクロシドライトということで、青石綿と、この3つがあるという形で、私どもは予算等いただきながら調査等して、結果としては七小の天井にあるという形で承知はしているところでございます。

今回お願いするのが、その後、国段階で、新聞報道等によって私ども知ったわけでございますけれども、このほかにアクチノライト、それからアンソ

ファイライト、トレモライトということで、緑閃石、それから直閃石、透閃石、要は透き通った閃石と、こういった3つのものが使われているというふうなことが判明いたしました。今回分析等お願いするのが、あるかどうかを判定してお願いするのが、この今申し上げた3つのを再度分析をしていただいて把握をすると、こういうふうなことで予算のほうをお願いしたというところがございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 何か法が変わったとか、規制値が厳しくなったというか、そのようなことだというふうに今理解しました。今ちょっと七小という話を聞きましたのですが、まだ子供たちが学ぶところとか、そういうところにあるというのは、非常に厳しい問題があるなというふうに思いました。調べるところは調べ尽くしたところのあれだというふうに、場所の設定だというふうに思いますから、これ以上の質問はございませんが、そういう疑われるところがあれば、より以上の検査を、調査をして、安全な行政の施設になればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○柳 勝次議長 答弁はよろしいですね。

ほかには。

第8番、村田廣宣議員。

○8番(村田廣宣議員) 31 ページの消火栓のところ、設置工事ですか、ここについてお聞きしたいのですけれども、防火水槽と消火水槽はどのような基準で振り分けられているのか、お尋ねしたいと思います。消火栓は、大分金額的には防火水槽から見て安いのではないかと思うのですけれども、2つ3つつくったような場合には、送水が間に合わないのか、またその大きい金額をかけてやるには、何かしら防火水槽の大きなメリットが出てくるのではないかと思うのですが、その辺をお尋ねしたいと思います。

また、平沢地内の防火水槽の撤去及び消火栓を設置するという事で、同じ場所だかどうだかちょっとわからないのですが、防火水槽を撤去して消火栓を設置するということは、変えられるということでございますので、その設置基準というのははっきりどのようになっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 消火栓を設置する基準につきましては、75 ミリ以上の水道管が通っているところというふうなことになるわけでございます。それ

と、今議員さんお話しございましたように、消火栓の場合は1つ栓をあけると、それでも水圧が下がってしまうと。近くに消火栓があってもその機能を果たさないというふうな欠点もございまして、できれば防火水槽を設置するのが好ましいわけです。ただ、防火水槽もなかなか、公有地があればすぐさま設置ができるわけですがけれども、なかなか民地に設置するということは難しいというふうなこともございまして、新たに設置をする防火水槽につきましては、町有地に主に設置をしてきていていると、現在そういう状況にございます。

消火栓につきましては、そういったものを補完をすると、仮に過去の歴史の中で防火水槽が設置をされたところに、新たに老朽化して防火水槽を設置できればいいのですけれども、なかなかその用地の確保等が難しいと。そういった場合に安全の対策を講じる、最低限の対策を講じるために、近くに75ミリ以上の水道管が通っておれば、そこに消火栓を代替機能として設置をするというふうなこともございます。消火栓の場合は、今申し上げたようなことのほかに、大体ホースにして3つぐらい、3本ですね、3本つないだ先はなかなか圧が確保できないと、一般的にですね。そういうふうなこともございます。一長一短あるということで、その機能を考えながら、町では整備計画を立てて実施をしているというふうな状況でございます。

○柳 勝次議長 平沢の件は。平沢地区の件。

○安藤 實総務課長 失礼いたしました。平沢につきましては、20トンの防火水槽と10トンの防火水槽が道路を隔てて設置をされております。そのうちの20トンの防火水槽につきましては非常に老朽化しておりまして、上に車両が乗れるような位置にございまして、そこに車両が仮に乗った場合には壊れてしまう、落下するおそれもあるということもございまして、著しく老朽化が進んでいるということで、1基につきましてはここで取り交わしをさせていただくと。そして、その機能補完をするために、ここに75ミリ以上の水道管通っておりますので、そこに消火栓を1基設置をさせていただくというお願いをしております。

以上です。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時30分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算の質疑の途中ですが、ここで過日、9月26日に開か

れました議会運営委員会の報告をいたします。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 議会運営委員会から報告を申し上げます。

過日、9月26日に議会運営委員会を開会いたしました。協議の結果を報告いたしますが、一般質問につきましては受付順に、10月8日、第1日目ですが、1番の畠山美幸議員から5番の河井勝久議員、10月9日に6番目の清水正之議員から10番目の渋谷登美子議員といたします。以上、議会運営委員会から、決定したことをご報告いたします。

以上です。

○柳 勝次議長 一般会計補正予算の質疑を続行いたします。

どうぞ。

第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、21ページなのですけれども、地区の集会所の補正等が組んでありますけれども、この補正を組んでまでの修繕というものは、どのような内容なのかお尋ねをさせていただきます。

それともう一点ですけれども、29ページになりますけれども、地域生活の道路で、非常に補正を組んでやれるということは、地区の方に対しては喜ばしいことかなというふうには思っていますが、質問させていただきますけれども、土地の購入というものが1,100万からありますが、これはどのくらいの面積で、単価どのくらいだったのか、お尋ねさせていただきます。それとその下ですけれども、4路線ほどありますけれども、それぞれどのくらいの距離的なものがあると思うのですが、その1点ですね、お願いいたします。

○柳 勝次議長 順次答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

21ページの地区集会所等の補助金の補助事業の関係ですけれども、これにつきましては千手堂2区の集会所が雨漏りをしてしまいまして、緊急に修繕をする必要があるということで、今回補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 答えいたします。

面積については、ここで今ちょっと資料ありませんので、ちょっとわかりません。それで、延長なのですけれども、この4路線を足しますと、約450メートルの延長でございます。単価の問題なのですけれども、単価については

おのこのそれぞれ買収金額が町で定められておりますので、その金額で買収させてもらうということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 集会所の件ですが、千手堂の2区の雨漏りということで答弁いただきましたけれども、これはどのくらいの年数がたっているのでしょうか。もし差し支えなかったら教えてもらえればと思っております。

土地購入の関係につきましては、評価それぞれが違うということはわかりますけれども、ちょっと聞きそびれたかなということで、全体で410ということで、確認を、すみませんが。

○柳 勝次議長 順次答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

建設年度につきましてはちょっと承知をしております。大変申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 続いて、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答えいたします。

延長で450メートルでございます、面積につきましては約1万4,060平米ぐらいでございます。延長について、合計で約450メートルという話でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、13ページの地方交付税、またまた算定割れでございます。基準財政需要額の減少だと。これは上が決めるということになればやむを得ない額なのですが、ただ税収が伸びている、その結果が算定需要額の中で、交付税決定額がおっこちてきたと。しかしながら税収そのものは、ご案内のように還付せざるを得ないというようなことも起こってきていますよね。これとの兼ね合いなのですが、この財政はよくわかりません、私も。ただ、こういう落ち込みが起こってきて、結果的にはまたまた税収も落ちたとしますと、先般も財調を切り崩して、これに対処したと。今回につきましては、財調も2,200万まで悪化し、積み上げておりますけれども、しかしながら実際的には予算が穴があいているわけなのですが、これはこれの補償といいますか、補てんの方策というのは、新たに何か考えられるものがあるのでしょうか。前には減収補てん債とか、そういった制度が活用されて、補てん債が発行できたわけですがけれども、今後そういうことの取り組みというのはできないのでしょ

うか、できるのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。何としても、財調がますます減ってしまう状況は憂慮すべき問題ですので、何か手だてを、国の制度を活用する必要があるかと思いますが、その点につきましてお伺いたします。

それから、31ページの教育委員会ですが、代用教員及び学習生活指導支援員の賃金の不足によりということ、臨時職員賃金62万5,000円、これが上がってきているのですが、説明では学習指導員の増ということなのですが、学習指導員を1人ふやすのか、あるいは日数がふえてその補正をしなければいけなかったのか、その辺の内容についてお伺いたします。

○柳 勝次議長 順次答弁を求めます。

まず最初に、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

普通交付税の関係でございますけれども、これにつきましては、市町村民税のところと固定資産税のところにつきましては前年の数値を使って、19年度の数値を使って20年度伸び率で計算しますので、実際に今年度は法人税割についてはかなり落ちております。そうしますと、交付税は落ちておりますし、税収も落ちてきているということでございますので、考え方は2つございます。21、22、23年の3年間で、その落ちた交付税分を上乗せしていただく方法と、あとは先ほど安藤議員さんがおっしゃいました減収補てん債を活用する方法と、2つあるかと思っております。今現在、財調が先ほど補正の中で4,500万の財調積み立てになったわけですがけれども、基本的には当初で財調1億から1億5,000万ぐらい取り崩さない予算が成り立ちませんので、今減収補てん債の方向で県と協議を進めておりまして、できれば先月1回県に行ってきたら、この議会が終わって、もう一度県に行つて協議をしてくと。ただ、減収補てん債も、借りる方法として、事業をしたものについて減収補てん債が可能になりますので、ただこれだけ不足したから減収補てん債をとるわけにはいきません。ですから、嵐山町の一般財源でやっている事業はこれだけありますので、これだけ減収補てん債をお願いしたいという相談にこれから行ってきたいと思っております。その事業費が大体1億ちょっとぐらいにはなるかなと思うのですがけれども、またその他のほかの部分の減収補てん債も、その他の特別事情というものもありますので、それも含めて県に協議に再度行っていきたいと思っております。で、今年度中に何らかの減収補てん債を確保して、財調に積み立てをしていきたいと考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、臨時職員の関係につきまして

てお答えをさせていただきます。

この予算につきましては、菅谷小学校の6年生でございまして、若干経過を申し上げますと、本年5月ぐらいから、授業中、教科書を出さないで勝手に出歩いたり、近くの子供をからかったり、あるいは注意や指導を聞かずにちょっと教室を抜け出したりとか、そういったことがちょっと目立つようになりまして、担任だけですとちょっと授業ができないという状況の中で、特に2学期等に入りまして、管理職がいないと授業が成り立たないというような状況になりました。学校のほうからそういったご相談等いただきまして、今支援員をつくらせていただいた、お願いしたいというもので、予算も持っているものがありますので、当面それで対応したわけですけれども、今後の対応としてこの予算をお願いしたところでございます。

なお、日数増加ということでございますけれども、中心的には子供さん1人でございまして、ただ支援員のほうは2人入りまして、ローテーションを組んでやるということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今金井課長のほうからご答弁いただきましたが、基本的には減収補てん債で、県のほうに行きたいということです。このまちづくり交付金事業等の、それもこの減収補てん債の事業として組み入れられるということなのですが、新たに事業を起こしていかないと減収補てん債の対象にはならないということなのではないでしょうか。交付税で21、22、23で得られるという、これも先の話ですから、どんなふうになるかわかりませんから、できるだけ早く減収補てん債の方向で財源の確保したほうがベターかなとは思っておりますが。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

新たな事業を起こして起債を受けるというのではなくて、今現在予算に組んである事業の選択をして、この中で減収補てん債に該当するものを、約1億円ほどぐらいだと思っておりますけれども、それでやっていくということになります。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 幾つか総括的な部分もあるのですが、まず6ページなのですが、地方債で、まちづくり交付金事業の、この補正予

算書では全体像が見えてこないのですが、交付金の増によって起債額が減ってきたということなのですから、例えば学校給食センターは、一般財源から財源内訳を変えまして、起債にしています。平沢土地区画整理組合のほうに関しましては前倒しで事業を行っていくということになっています。まちづくり交付金事業の大体額が決定したからこういうふうな形になってきていると思うのですけれども、全体的な流れと、そして町が平沢土地区画整理組合を前倒しにしたり、一般財源から地方債に、学校給食センターを地方債の起債で行っていくというふうな方向にした理由というのを伺いたいと思います。まず1点目です。

次に、これは15ページになると思うのですが、15ページと25ページ、27ページにかかわるのけれども、15ページのほうで、低年齢児の.....27ページにします。27ページで、低年齢児の保育希望がふえたということで、保育所負担費と、それから家庭保育室の支出がふえています。どのような形で、全体的に傾向として、乳児の保育希望というのはこれからもふえていく傾向があると思うのですが、嵐山町では乳幼児の枠があると思うのです。乳幼児の枠にうまく乗らないために、家庭保育室ということを利用していくという方法もあると思うのですけれども、家庭保育室ですとやはり個人の負担が大きいと思うのです。その点について、今年度について、それから来年度について、乳幼児保育のあり方についてどのような予測を持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

それから、いっぱい動くのですけれども、ページ数でずばり言ったほうがいいですかね。ページ数で順番にいきますと19ページになるのですが、人事異動の増減があるのですよね。それで、6月から9月にかけて、人事異動があったというふうに考えたらいいのでしょうか、そのことについて伺いたいと思います。

それから、19ページなのですからけれども、例えば電子情報システムなのですからけれども、固定資産税のために電算システムの機能追加を補正するという形で出ていますよね。それともう一つ、大きいのも一つあったのだと思いますけれども、ちょっと前後しますけれども、23ページにも電算委託料の変更のために200万の規制がありますよね。それと、これは614万5,000円が個人住民税における公的年金から特別徴収制度の実施に伴うシステム変更のための補正、その下に電算委託料として固定資産税評価書によるシステム変更を補正するためのものというふうになっているのですけれども、この予算は614万5,000円とか200万とか、これはどのようにしてこの委託料の積算を、予算を組み立てるような形になったのか、というか概算をどのようにして出したのかということをお伺いしたいと思います。

25 ページになりますけれども、こども医療給付金事業ですけれども、これは予算が3,382万円で、それが634万円、町負担分として増になっているわけで、小学校の通院、入院と、それから中学校の入院事業ですよ、これはこんなに増額になるというのですか、この理由というのを伺いたいと思います。

29 ページなのですけれども、道路新設改良費なのですが、これに関して言いますと、土地購入費と物件補償費という形で出てきていて、工事請負費に関しては.....すみません、増は土地購入費と物件補償費で、減が工事請負費なのですよね。今コンクリートの資材費なども高騰していると言っていますけれども、そういった影響というのは嵐山町においては無いというふうに考えていいのか、伺いたいと思います。

それから、31 ページになると思うのですが、ふれあい交流センターになりますけれども、これはなぜ生涯学習課がこれを担当するのか、一つはふれあい交流センターの中には、商工会、それから菅谷出張所、シルバー人材センター、社会福祉協議会、おもちゃ図書館、公民館と、これが4つ入るわけですね。おもちゃ図書館はどうなるかわからないのですけれども、私としましては、この中に商工会と菅谷出張所とシルバー人材センターと社会福祉協議会というのは、こんなに公民館のところに入ってくると自体が、生涯学習課がこれをやらなくてはいけないということ自体が問題であると思いますし、商工会とかシルバー人材センター、社会福祉協議会というのは、本来嵐山町の施設というものでは、嵐山町の直接の管轄のものではないわけですから、嵐山町の中から出ていっていただければありがたいかなというふうに考えているのですけれども、例えば商工会などは、駅西の通りに出してもらおうとか、シルバー人材センターも社会福祉協議会ももっと窓口だけにするとか、皆さんの場として利用していく、別の形の利用の方法というのがあると思うのですが、ここになぜふれあい交流センターとしていきなりまとめてしまうのか、特に公民館の方というか、公民館を利用される方は、これでは実際に公民館の面積が少なくなるから、旧公民館を改築する方法のほうがよいというふうに公民館の利用者の方からは声が上がっているというふうに聞いております。この全部のものを持っていくというか、その方向性自体は、このふれあい交流センターをここに全部位置づけていくということ自体が無理があるのではないかなというふうに考えるのですけれども、その点についての考え方を伺います。

以上です。

○柳 勝次議長 順次答弁を求めます。

まず最初に、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 まちづくり交付金につきましてお答えをさせていただきます。

まず、本年度のまちづくり交付金の総事業費が、9月補正現在で6億9,040万1,000円でございます。6億9,040万1,000円が需用費全体でございます。そして、今回補正をさせていただきますと、補助金が3億6,650万円来ております。それで、この中で起債を受けておりますのが平沢の区画整理で1億2,370万、ふれあい交流センターで40万、給食調理場で1億1,850万ということで、合わせて2億4,260万円を起債を受けると。そうしますと、6億40万1,000円のうちの一般財源が8,103万1,000円になります。補助の割合でいきますと53%です。前からお話しておりますように、補助金の限度額が40%でございます。今年53%いただいているということになります。これにつきましては、内訳とすると、補助金の内訳が嵐山中央地区が2億4,950万、嵐山北部地区が1億1,700万のこういう内訳で来ておりますが、全体とすると3億6,500万の補助金を消化をすることが最低条件になりますので、まずこれを消化をしないとまずということになりますので、これを消化をさせていただくと。そして、起債を減らしました。というのは、この補助金を消化するためには、起債を受けてしまうと起債分がふえてしまいますから、補助金が余ってしまうということになると国のほうに返還が生じてしまいますので、補助金をまず満額使ってしまうのだということ考えていただくと。満額使うことによって、町に効果は何があるかという、起債の年度がずれているということで、それまで補助金でできるだけ対応していくと。借金を先延ばししていくことによって、町の財源を確保していくということになるかと思えます。基本的には、5年間ですから、最終的に起債の受けられないものもありますので、起債を受けられものについては補助金を満額使ってしまうと。起債を受けられるものについては、後年度で起債を受けているということになります。全体の流れとすると、そういうことでございまして、今回起債を減らさせていただいたのは、補助金を満額使うために起債を減らしていたということが主な理由でございます。あと、財政的にも大変厳しいので、補助金については、内示があった額を満額いただいたということをご理解をいただければと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 23 ページの委託料の関係ですけれども、どういう形で積算したのかというご質問だと思います。ここにもございますように、システムの変更という、新たに入れるのではなくて、今ある、使っている電算のシステムを変更するという形で、この個人住民税における公的年金からの

特別徴収、それからその下の 21 年度の固定資産の評価替えによるシステムの変更、ともに変更でございまして、現在使っている電算のシステムの会社から見積もりを徴して、それで今回補正でお願いしたというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えをいたします。

初めの 25 ページの下のほうにあります扶助費、こども医療費給付金、これの 634 万 3,000 円を増額させていただくことについての件でございますけれども、この小中学生のこれはおっしゃったように医療費でございまして、この増額の大きな理由の一つは、大変申しわけないわけでございますけれども、当初予算の積算時の見積もりが甘かったということでございます。当初予算で今年度 338 万 4,000 円ほどの医療費を見ておりました。今回 634 万 3,000 円ということで、補正後が 972 万 7,000 円ということでございます。

大きな理由の一つは申し上げたとおりでございまして、もう一つはこのこども医療費そのものが平成 19 年 4 月から対象枠を拡大して始まったわけでございますけれども、19 年度は利用者が余り事業の浸透が少なかったということもありまして、利用される方が今年度になりまして大分ふえてきて、いいことなのですけれども、ふえてきたという理由が 2 つ目の理由だというふうに思っております。

それと、次のページの 27 ページの関係で、特別保育対策促進事業費補助金、これを 809 万 4,000 円増額させていただくものでございます。この中には、長時間保育でありますとか障害児保育、それから子育て支援センターが入っております、今回補正をお願いするのが一時保育促進事業、これで約 297 万円ほど、そして低年齢児保育、これの中の 1 歳児担当保育士雇用費、これが人数が当初予定しておりましたよりも 152 人ほどふえまして 304 万円ほど、それから乳児の途中入所事業というのがございまして、これにつきましても当初の予定よりも人数がふえまして 208 万円ほど、これを合計しますと 809 万 4,000 円ということでございまして、人数の増加ということが大きな原因でございます。

それと、乳幼児の枠があって、家庭保育室のほうにしわ寄せがいつているのではないかと、そういうような趣旨かなというふうに思いますけれども、家庭保育室、その下にございます 27 万円増額をしておりますけれども、当初の見積もりでは乳児、零歳児、これを延べ 12 人見ておりました。そして、1、2 歳児については 60 人、3 歳以上児につきましても 36 人、合計しますと

108 人を当初では見積もっておりました。実績見込みでございますけれども、乳児につきましてはゼロ、1、2歳児につきましては77人、そして3歳以上児につきましては91人、合計しますと168人、そういうような結果でございます。乳児が特別こちらのほうにいらっしゃるということはございません。確かにおっしゃるように、零歳児につきましては3人に1人の保育士が1人必要でございます。1歳児につきましては6人に1人、そういったような保育士が必要でございます。それから、県の基準では、1歳児につきましては4人に1人つけば増員の加配がつくというようなこともございます。当初保育園で、育休者が出た関係もございまして、乳児の預かれる部分が少なくなつたということも原因の一つかというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 19 ページの人件費の補正でございますけれども、人事異動ということでご説明申し上げてあるわけでございますけれども、人事異動につきましては、4月1日の定期の人事異動、それから今年は会計課の職員が長期病休に入ったということで、5月1日に総務課から会計課に職員を配置がえしてございます。この2つの人事異動につきましては既に6月の補正予算をお願いをし、決定をしていただいておりますけれども、今回はこの病休中の職員が職場復帰をいたしました。それで、9月1日から総務課へ配属となりました。その関係でここにこういった補正をお願いしていると、こういう状況でございます。

○柳 勝次議長 続いて、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答え申し上げます。

材料の高騰していると聞かすが、嵐山町はどうかというご質問かと思いますが、油が上がっているために、資材のほうも上がっております。町のほうは、埼玉県の積算単価を利用しておりますので、おのずから単価のほうも上がっているというものでございます。単価につきましては、通常であれば、4月にまず改正単価がきまして、変動がないと、そんなに変動が大きい場合は10月と、急な変動がある場合は途中の月でも単価改正があるというのが現在の状況です。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうから、(仮称)ふれあいセンターについてお答え申し上げたいと思います。

まちづくり交付金の嵐山中央地区、これは当初考えておりましたときは、勤労福祉会館、旧役場庁舎、これを一つと、そして中央公民館についてはり

リニューアルをしながらと、そんなふうな考えを持っておりました。

ただ、その後いろいろ検討した結果、中央公民館、ある一定のお金をかけてリニューアルするより、もうちょっと違う方法も考えられるのではないかとこの観点のもとに、先ほど質問ございましたけれども、勤労福祉会館のほうに建物的には全体的にここに集約をしていったほうがいいのではないかとこのふうな考え方に至ったわけでございます。そして、当然いろいろな課が担当しております、調整会議等何回か開かれました。そして、当面担当をどこに置いていこうかという中で、やはり中央公民館の一つの機能を動かしていくということのものがかなり大きな部分を占めてくるのではないかとこのようにもございまして、当面は生涯学習課が担当していったらどうかということになったわけでございます。

先ほど、今いろんな団体が入っているというお話ありました。それも事実でございます。今後その団体にどうお話をしているかというものは、当然そういう時期があるのかなというふうに思っておりますけれども、現状とらえていったときに、やはりほかの施設で云々といっても、なかなか無理あるのではないかなというふうに基本的には考えております。ただ、今までみたいにかかなり広い範囲で、例えば旧役場庁舎ですと、1階部分をシルバー人材センターと社協が使っております、かなり広い面積を使っております。ただ、その辺はやはり、先ほど申し上げましたように、中央公民館の機能を代替を移してくるということでございますから、そういう会議室だとかいうものを、ある一定のものを確保しながら、なお残る事務室的なもの、ある程度、かなり面積的には縮小しているところを団体には使っていただくようになるのかなというふうに基本的には考えておりますけれども、その辺も全体の、今回補正をいただきまして、これらを受けて、どういうふう実際にその辺のものが確保できるのかどうかというのを十二分に考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

先ほど申し上げましたように、やはり一体的に集約をし、そして片一方のほうは防災広場的な駐車場というものをすることによって、かなり違った展開もできるのかなというふうに考えております。いずれにしても、こういう財政事情でございますのでどうやったら利用しやすい、そしてまた経済的にもこのものを十分に考える中で、一定の方向を出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) こども医療費なのですが、確認なのですが、これからは毎年1,000万円くらいを予算として計上していくという形に、嵐山

町の単独分はどういうふうな形でやっていくというふうに見ると、子供の医療費というのは、小学生、中学生というのは本来は余り病気にかからない世代なのですけれども、私は結構子供を、嵐山町で小学生、中学生で1,500~1,600人ですか、もっというのかな、その中で1,000万円というのはかなり大きい額になるかなと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えなのか。病気になってしまえば仕方がないということもありますけれども、伺いたいと思います。

それから、ふれあい交流センターのことですけれども、まちづくり交付金事業の中でふれあい交流センターもやっていくわけで、例えばこれを私は、商工会とかそういったものですよ、商工会をなぜあそこにくっついていなくてはいけないのだろうかとか思うのです。どう考えてもシルバーと商工会と社協が公民館事業の中に、公民館と一緒に一体になっていく必要性というのは感じないのです。別なところにあっても、市街地の中にあっても、それを、その施設を新たに建設することが難しいので一緒にしていくとするならば、今後の団塊の世代が退職した後に、地域事業を行うときに、このふれあい交流センターというのはかなり重要な核になると思うのですが、その部分での市民活動センター的な部分も少なくなりますし、別の部分に出ただいて、ある程度しっかりした事業を行っていただくほうがよいかと思うのですけれども。

お話を聞いていますと、別のところから聞いた話ですけれども、一応皆さんでどのような形で中央公民館を活用していくかというアンケートか何かとられたと思うのです。その中で、公民館を利用される方というのも結構いらっしゃったと思うのですけれども、子供や、それからほかの多くの若い世代の人でも公民館を活用されていたと思うのです。それについてのアンケートを実際にとっていらっしゃるのかどうか。本当はあの公民館の活用に関して言われるというか、あの地域を菅谷地区の方限定にしたようなアンケートの取り方だったら、どうしても商工会や、シルバー人材センターや社協はあそこにあつたほうがよいというふうに思われると思うのですけれども、そうではない広範囲的な形で利用される方からのアンケートだと、また違う形になってくるかなと思うのですけれども、アンケートの取り方が不均衡ではなかったかなというふうには感じているのですけれども、実際にはアンケートをどのような形で集約され、それがふれあい交流センターの中に社協と、商工会と、シルバー人材センターと、菅谷出張所と、おもちゃ図書館は何か今の町長の施政方針を見ますと外に出ていくみたいな感じですが、判断なされたのか、その点を伺いたいと思います。

まちづくり交付金事業のことなのですけれども、学校給食センターは財

源内訳として、一般財源が起債になったわけですから、一般財源の部分でまださらにできる部分が、学校給食センターの部分でできる部分はふえてくるのかなと思いますけれども、これはトータルで考えるのか、それとも学校給食センターはまた独自にその部分を、一般財源でその部分をふやすことができるのか、それを伺いたいと思うのですが。

○柳 勝次議長 順次答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

こども医療費についてでございますけれども、今年度の実績見込額が約1,000万円ということでございます。内容的にどんなものが多いのかと申しますと、呼吸器系の疾患、風邪でありますとか花粉症、それから歯です、歯科、これが内容的に多くなってきております。それから、年齢が上がりますと整骨院に通院される方、こういった方も多いわけございまして、これは今年に限ったことではないというふうに考えておりますので、来年度以降も継続して計上させていただく必要があるというふうに私のほうでは考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

アンケートの関係ですけれども、広報でパブリックコメント申し上げました。出てきた意見は1件です。いわゆる調理場と申しますか、今中央公民館に調理場がありますけれども、ああいう状況ですので、ぜひ新しいほうへもそういうものをつくっていただきたいという内容が1件ございました。それはそんなふうにも考えています。それで、公民館を利用されている各種団体につきましては、生涯学習課のほうで、それぞれの意見聴取をしております。したがって今後、今度この委託のお金をいただければ、いろいろな一つのたたき台というのを、ある程度出てくるかと思えます。改めてもう一度パブリックコメントはしていきたいなと、そんなふうにも考えております。

それと、勤労福祉会館、先ほどちょっとお話もありましたけれども、現在の商工会が入っているところについては、いじくる予定はございません。したがって、先ほど申し上げました倉庫があるところを事務室に改善していくと。これは1、2階でございます。現在の駐車場を囲っていくと。そして、なお1階部分、若干、いわゆる出張所と公民館の事務所を統一していきたいというふうな考え方がございまして、そういうものを1階の部分に増築をしているというふうなことで考えております。したがって、先ほど社協とかシルバーのお話がありましたけれども、それは新しいところでそれなりに展開ができれば、

それはまた一つの考え方かなと思いますけれども、現在の段階において社協がどこに新しい事務所を求めてとか、あるいはシルバーが求めてというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。いずれにしても、先ほど申しあげましたように、今まではかなり広く使っておりましたけれども、今度はある程度限定した事務所の中で、与えられた面積でそれぞれの団体が活動していただくというふうなことで基本的に考えております。

先ほど、中央公民館の機能を大体移していくということでございますので、生涯学習課長のほうからも答弁がありましたように、やっぱり中会議室的なもの、それを利用している人たちが一番多いということでございますので、そういうものの意識を置きながら、会議室の数というのはかなりそれなりに遜色のないようなものをつくっていききたいなというふうに考えております。いずれにしても、与えられたいわゆる敷地の中で、どういふふうにあそこの土地を利用していったら一番効率で使いやすいというものになるかというのは、十二分に検討しながら、一定の方向を、たたき台をつくって、またパブリックコメントを受けながら、町民の方が、できてよかったなど、使いやすいものができたなというふうになるように十分今後検討していきたいというふうに今のところ考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 まちづくり交付金についての答弁漏れが。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 学校給食調理場の関係でございますけれども、今回 32 ページのところに予算の組み替えをさせていただいてございます。これについては、1号補正でボーリングと管理委託料を補正させていただいたのですが、そのときに一般財源でありましたので、今回国のほうに変更申請を出しまして、これについても起債のほうが許可になるという見通しが立ちましたので、ここに起債を入れたわけでございます。基本的には、学校給食調理場につきましても、例えば 10 万円の事業費だと考えていただければと思うのですが、その 40%が補助金です。45%が起債です。15%が一般財源です。このフローは変わりませんので、これがふえたからふえるというのではなく、最終的には補助金は4割、起債が 45%、一般財源が 15%という割合に最終的にはなるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ふれあい交流センターなのですが、私はふれあい交流センターと言う以上は、嵐山町にもそろそろ市民活動センター的な部分があってもよいかというふうに思っているのですけれども、NPOセン

ターみたいな形、住民団体のネットワーク的なものが、事業ができるような部分。そういった部分は、社協へシルバーが入っていたら、その部分というのはやっぱりできないですよ。今はそういった形で、これからの生涯学習というか、まちづくりに関しては、住民ネットワーク的な部分もかなり活用していくというふうな部分が多くなっていくわけなのですけれども、商工会はそのまま絶対に動かないというふうな形ですよ、今のお話でしたら。商工会はなぜあんなに面積が要るのだらうと私はいつも思っているのですけれども、まあ要るのでしょうか、そういうふうに動かないという以上は。どこかに出ていってもらったほうがいいなというふうに感じていて、実は駅西のほうの通りのほうにしっかりした場所をとってもらったら、そのほうが産業振興の発展にはなっていくだらうというふうに考えているのですけれども、そういった部分の考え方というのはお持ちでなくて、そのままあって、嵐山町では、今はそのNPOセンター的な部分もつくろうという意識もないわけですから、あったとしてもそういった部分が特につくるという予定がないわけで、私はふれあい交流センターという名前がつく以上、そういった部分も入っていてもいいかなというふうに考えているのですけれども、そういった展開を持って、最終的に今ある団体ですよ、なぜ商工会があそこにいなくてはいけないのだらうというのは、私はいつもいつも疑問なのですけれども、そういった部分も含めて、全体的にトータルに考えるという形はあるのでしょうか、伺います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申しあげましたように、一定のたたき台をまずつくっていききたいなというふうに思っております。そういう中で、今お話のようないろんな考え方がございます。商工会、勤労福祉会館つくったときの経過等もございまして、すぐどこかへ出てくださいというような状況では現在の商工会はないのかなというふうに思っております。それは、今渋谷議員おっしゃることも一つの考え方かなと思っておりますけれども、現在そういう状況ではないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど申しあげましたように、こういう財政状況でございますので、それはできるだけ利用しやすいものをつくるというものも、面積を広げればそれは幾らでもできます。ただ、なかなかそうもいかないのかなということで、先ほど申しあげましたように、各担当課がそれぞれお持ちして、それぞれの希望がございまして、そういうものを集約をして、何とか使いやすい、できてよかったなというものを最終的にはつくっていききたいなというふうに思っております。これからまだ時間がございまして、考えられることはいろいろ考慮しながら、全体的には一つのたたき台をつかって、また皆さん方

にお示しをする時期が来るのかなというふうに思っておりますので、そういう段階でもまたご意見を伺いたいなというふうに思っております。

いずれにしても、それぞれの団体の持った事情がございますので、その辺はぜひご理解をしていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私も何点かお聞きをしておきたいというふうに思います。

まず第1点は町民税の関係ですけれども、19年度も町民税が伸びているということで、今年度も伸びるということで、実所得がふえているのか、あるいはこの間定率減税が半減、全廃という形になりました。所得控除法が廃止になった項目がかなりあると思うのですけれども、そういった控除対象の廃止によってふえているのか、どちらなのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、住民税の電算システムの変更ということで、委託料が載っています。これ住民税を年金から天引きをするということでの電算の委託料の変更なのだと思うのです。私たちは、いずれにしても年金から税を引くということはあるとはならないというふうに考えます。この間も、年金からの天引きは介護保険が年金天引きの入り口になってきて、後期高齢者、それから国民健康保険という形で年金の天引きがされます。で、今度は住民税が年金から天引きになるというふうになると思うのですが、この住民税の公的年金からの天引き、要するに年金からの天引きの対象者どのくらいいるのか、年金から天引きをするということが果たして年金から自動的に天引きになってしまうのか、あるいは一定周知徹底をしながら年金から天引きをするという了解そのものを町はどういうふうに考えていくのかどうか、その辺はちょっと町長にお聞きしたいというふうに思います。

それから、こども医療費ですけれども、これ多分3月までの補正なのだと思うのです。町長の所信表明で、所信表明というか、冒頭のあいさつで、義務教育終了までという話がありました。来年の1月から県がこども医療費の対象額の拡大をします。そういう点では、補助金があるわけですから、その部分は3カ月ではあっても、今年度はその部分の対象の補助金が嵐山町にも来ると思います。いずれにしても、来年度からはその対象枠だけ補助金があるということで、県が、今年、来年の1月から対象枠を広げます。今、国もそういう形で対象の枠を拡大しようという動きにもだんだんなってくるのだと思うのです。そういう面では、何か先ほどの質問だと毎年1,000万円という

ような話もありましたけれども、対象枠ふえるわけですから、その部分の計算をしておるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから3点目です。27 ページですけれども、杉山の明神前の側溝、安全対策を図るということで側溝のふたかけを進めているのですけれども、これ多分セイメイファームの入り口のところだと思っております。あそこの道路は、側溝のふただけかけるといって大丈夫なのかどうかというのがあるのです。側溝のふたがかけられる構造になっていないのではないかとこのように思うのです。そうすると、安全対策とは言いながら、側溝を外して、また工事をし直さなくてはならないのかなというふうに思ったのですが、それが一つです。

それから、あそこはセイメイファームの敷地内の汚水が流れるところだと思うのです。あそこにふたをかけてしまうと、セイメイファームの宅地内の排水処理がどういう形になって、今後どういうふうな調査ができるのかどうかというのが見えてこなくなってしまうのではないかなというふうに思うのです。いずれにしても、あそこの道路で、杉山の公民館を利用するのに、明神前の流末の道路については全部側溝からふたがかかっているわけですから、多分粕川の部分まで、土地改良の部分までいかないと、汚水の状況というのはわからないのではないかなというふうに思うのです。そういう面では、これ地元からの安全対策ということで出されている問題なのかどうか、そのセイメイファームの汚水処理についてどう確認をしていくのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、31 ページですけれども、代替教員の問題です。先ほどの質問ですと、菅小の6年生ということであるのですけれども、現在代替支援員、支援員の人は町内の学校にどのくらいおられるのか。特に、連協の中でも以前話がありましたけれども、今菅小、菅中の問題、そういう面ではいろんな話を私も聞いています。そういう点では、特に支援員の必要性というのは今本当に大切になってくるのだと思うのですけれども、この6年生だけでいいのかどうか、今現状の支援員の人たちがどういうふうに配置されているのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、七小の体育館ですけれども、今厚労省が全国的に学校の耐震工事というもので新しく指針を出しました。そういう面では、七小の体育館もこの中に含まれるかなという形で、より一層早まるかなというふうには感じていたのですけれども、きょうの話ですと、なかなかそうもいかないのかというような話を受けたのですけれども、今度の厚労省が出した学校の耐震の新しい方向性との絡みで、ここまでやっぱり厳しくなったというような感じを受けたのですけれども、その辺の内容をもう少しお聞きをしておきたいというふ

うに思います。

それから、アスベストの問題があったと思うのですけれども、以前アスベスト一斉で、公共施設の調査をして、直していただきました。で、今度建材の問題が新たに出てくるということで、ほかの学校や公共施設を考えたときに、そういった箇所というのはないのでしょうか。ここだけですべてアスベストの関係については終わるのでしょうか。その辺ちょっと、わかる範囲でお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから最後に、先ほどの質問と同じような形になってしまいますけれども、今町は公民館事業ということで、歴代の館長さんがいろんな努力をして公民館事業を進めてきました。それは、一つはやっぱり拠点となる中央公民館であったかなというふうに思うのです。今度改築するというので、改築して建てかえられるという、ふれあいセンターに移るということで、公民館そのものの活動が当面どういうふうになってくるのか、将来的にどういうふうになってくるのか。勤労福祉会館と、いずれにしても併設ということになりますと、住民の開放施設として、今までと同じような、敷地が少なくなるから同じようにはならないかと思うのですけれども、住民の開放施設の箇所というの、あるいは面積というのはどういうふうになるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず最初に、富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、清水議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、町民税の増収、今回補正 2,000 万ほどお願いしているわけでありましてけれども、これにつきましては確かに 18 年度と 19 年度、これは今定例会に決算等が上程されておりますけれども、大きい理由は、定率減税の廃止がまず第 1 番、それから所得税から住民税への税源移譲ですね、これに伴うもの、この 2 つが増収の大きな原因でありまして、20 年度も 19 年度と比較して、当初予算で見ますと、当初が 9 億 7,600 万円余りの予算でありまして、これに 19 年度決算見込額、これと比較しますと約 2,500 万円ほど差がございます。したがって、今回そのうちの約 2,000 万円、これを増額補正をお願いするものでありまして、どの税目がどういうふうに変ったかというのは個々に出してございませんで、全体で計算して、19 年度決算見込額に近い数字を今回補正をお願いするというものでございます。

それから、住民税の公的年金からの天引きの対象者ということでございますけれども、対象者については現時点ではちょっと人数は把握しておりませんが、これにつきましては強制的に年金から天引きするのかということでご

ざいますが、これにつきましては過去に滞納等ない方につきましては、本人の希望で口座引き落とし等も、これは過日の新聞等にも出ていたかと思うのですけれども、本人の希望により口座引き落としも選択できるということになっております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 こども医療費につきましてお答えをいたします。

県補助対象枠の拡大ということで、就学前までの拡大ということによろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○井上裕美健康福祉課長 中学前まで。私の承知している範囲では、平成20年1月診療月分から、県が就学前までに拡大をいたしました。それは、以前は通院は4歳まで、それから入院は6歳までだという対象枠があったわけですけれども、これを今年、平成20年1月診療月分からこんなふうに枠を拡大したというふうなことがございます。私どものほうで言えば、それはありがたいことございまして、この20年度の歳入についてそれを考えて入れております。

先ほど、来年度以降も1,000万以上、1,000万円ぐらいは計上が必要だろうというようなお話を申し上げましたが、その町長の今回のお考えの中で、入通院のことも触れている部分がございます。これにつきまして、今回の一般質問の中でも質問事項としてあるわけでございますけれども、それにつきましては、またそのときに町長のほうからお答えを申し上げるというふうに思います。そういうことで、県のその対象枠の拡大についての分については、今年度、平成20年度予算の中で私どものほうではカウントしているということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 杉山の明神前線の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、この関係の危険防止というものは、道路自体がかなり急勾配でありますので、その辺も危険地区に入っております。それから、道路構造としては、長尺U字溝が布設されていまして、ふたをかけるだけで済むような構造にはなっています。

それから、セイメイファームさんからの排水の関係なのですけれども、その関係等もありまして、地元からの要望も出ております。それで、セイメイファームさんからの、雨が、大雨が降ったときに、あそこの敷地から若干この

林道のほうに出てくるような構造になっています。それから、今の現状ですと側溝のふたがなくて、かなりごみが、落ち葉等が詰まって、セイメイファームさんから雨が降ったときに流れてくる水がかなり、セイメイファームさんも気をつけてはもらっているのですけれども、敷地内を鶏ふんを積んだ車が移動している関係で、どうしても全部きれいに掃除がし切れないというか、そんな状況で、それで雨が降ったときに若干出てきて、またその水がたまると、周りの方にかかなり悪臭等の苦情も出ていまして、水がたまらなければ、そういったものも多少なりとも改善ができるのかというふうな形で、今回地元からも要望がありますので、ふたの予算計上をお願いをしております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、3点にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず1点目が支援員の関係、どの程度、あるいは補助員ですけれども、どのくらい配置されているかということでございます。申しわけないのですけれども、子供の数でお答えをさせていただきたいのですけれども、全体で当初7名おりまして、ここで1名プラスさせていただきましたので、8名ということでございます。これに対しまして、先ほども安藤議員さんにお答えしたわけですけれども、1人のお子さんに対して、1週間ローテーションを組んで2人で対応したり、あるいは1人が1人で対応したりしておりまして、支援員さん、補助員さんの数でいきますと、ちょっと今資料手元がないので申しわけないのですけれども、十数名おろうかというふうに考えております。

続きまして、耐震の方向性で厳しくなったのではないかという、今の私どもの取り方も若干そういうところもございまして、申し上げてみますと、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、点数で耐力度調査がいろいろ出てくると思います。前は、これが改築で5,000点以下だったものが4,500円点以下だというふうに、厳しくあるようになっております。そういう状況でございます。

それから、アスベストの関係でございます。今の公共施設ということで、先ほど3つの石綿について以前やったわけでございますけれども、その後の新聞報道等でさらに3つの新しい石綿について調査をせよということでございまして、手元にある資料ですと、学校関係が18カ所、そして数少ないものですから、一緒にやらさせていただいたものが、農耕センターで天井が2カ所という、これは以前のやつ調査のときには、それは、物は出ていなかったわけですけれども、経費の関係等ありまして、一緒にということでしたので、その2カ所は承知しているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 公民館につきましてお答え申し上げます。

このふれあい交流センターの大きな流れというのですか、それについてちょっと説明したいと思うのですけれども、本年度、この定例会におきまして測量設計委託ということで、測量設計委託を計上させていただきました。そして、来年度なのですけれども、来年度につきましては旧役場庁舎の取り壊し、そしてこのふれあい交流センターとか勤労福祉会館の下をふさいだふれあい交流センターの建設というのを来年度予定しております。そして、その次の年になりますけれども、22年度ですけれども、そのときにでき上がりましたら中央公民館を解体しまして、防災広場をつくっていくというような予定で進めていく予定であります。

そして、公民館の活動はというのでございますが、公民館の活動につきましては、でき上がるまではそのままやっております、でき上がったらそちらに押し、そちらで活動を続けてやっていくというような形でございます。そして、住民の使用の面積はということでございますけれども、面積については若干というか、少し、今の公民館で全部使っている面積を合わせたものよりは、新たにできる交流センターのほうが少なくなります。ただし、先ほど私も、また副町長のほうも申し上げましたけれども、部屋数というのですか、小会議室、中会議室というようなものを確保していきながら、ある程度それがやっていける方法で考えていきたいと思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 アスベストについてお答えを申し上げたいと思っております。

この問題につきましては、以前公共施設についてすべて調査をいたしました。ただ、当時は当然ロックウールの吹きつけだとか、そういう場所があるかとか、いわゆる飛散をして人体に影響があるかというのが主でございました。それについては、先ほど学務課長からお答えしましたように、一定のところしか確認ができなかったということで、それについては農耕センターのところも含めて調査をいたしました。

ただ、今後、今の最近のお話ですと、各種建材の中にそういうものが含まれているのだという話になっていくと、どこまでどういうふうになっているかというのは、今は全く検討がつかないかなと。ただ、学校関係については以前からかなり神経を使って、いろいろ国も考えておりましたので、いろんな指示が来ております。したがって、普通の考え方ですと、やはりいずれはまた

そういうものの調査というのが一般的な公共施設にも来るのかなというふうに思っておりますけれども、これは各民間の受託等も含めて、建材の中という話になりますと、もうとてつもない話になるのかなというふうに考えております。

今言われておりますのは、アスベストがあるものを壊すときについては、いわゆる取り除くときというのですか、きちっと手続をとって、申請をして、それからの工事ということになっております。今七小の体育館のお話も出ましたけれども、ここには確認がされておりますので、あれを建てかえるには、改築、改修のときには当然アスベストの問題が処理をするというものになってまいります。したがって、全体的には今後国の考え方によって、またこういうものを調査をなさいというものが来る時期が場合によってはあるのかなと思っておりますけれども、当面は今まで指示されたものについてはすべて調査をし、例えば給食調理場の中のそういうものも撤去いたしましたし、学校の油庫の中のやつも撤去いたしましたし、そういうものはすべてやっております。したがって、今後によっては、またそういうときが来るのかなというふうに思っておりますけれども、現在のところは今まで調査して、明らかになっているところの再度プラスされた3項目について調査をするというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 年金天引きについての、町はどうなのだ、どう考えるということですが、これは今税務課長等させていただいたように、全体の、すべては年金天引きでいくのだということだけでなく、口座振替とかも含めた希望の方向のほうに動いてきているのではないかとこの大きな争点の中、大きな争点になって、どういう方向にいくか決着がつくのではないかと思います。いずれにしても、現状では理解が得られていないというふうに思っている方が多いのだと思うのです。ですから、それがどういう方向に理解が得られて、そして協力体制がとれるような方向にいくか、そういう方向におさまっていくのだろうかと。町といたしましても、そういう状況でないとなかなかやりづらい状況が続くというふうに考えております。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 住民税関係なのですけれども、いずれにしても減税措置によって、必然的に町民税が上がるという形になってきたのかなというふうに思うのです。そういう面では、実所得が上がってほしいというふうにつくづく思うのです。それによって町民税が上がってくるということが、住民

の懐が暖かくなるのかなというふうに思うのですが、そういう面では、これは国の方針がそういうふうにしたわけですから、大きな間違いなのだと思いますが、やはり減税の廃止によってということで、所得税が上がってくるというのはやはり好ましくはないのだろうなというふうに思うのです。そういう面では、やはり今の状況の中でどういうふうに納めてもらった税金を有効に活用するかというのが今求められているのだろうなというふうに思うのです。いずれにしても、予算の中から見ても、所得税そのもの、純所得がふえてきているということではないわけですから、そういう面では大変な事態なのだろうなというふうに思います。結構です。

それから、年金天引きの話ですけれども、確かに口座振替で連絡をという、町は口座振替進めていますから、口座振替でという人もいるのだと思うのですが、いずれにしても年金から天引きをするという、これは国の強制的な方針ですよね。口座振替に切りかえるというのは、あくまでもこれは町が行っている自主的な方法ですよね。納め方そのものが全然違うわけですから、私はそういう点では、今町長言われたとおりだと思うのですが、いずれにしても国がそういう形で年金から天引きをするのだという、これはそういう方向性を持っていて、町に対してはこういう形でシステムを改修しなさいよというふうになってきているわけですよ。これは、もともとはやっぱり介護保険そのものが、保険料そのものが発端になったのだと思うのですが、介護保険そのものが年金天引きという形になってしまったものだから、それに連動して後期高齢者、国民健康保険で、今度は住民税と。

実は、先日住民の人から、えっ、今度住民税のほうでも年金天引きするのという話もいただいているのです。そういう面からすると、何でもかんでも年金から税を徴収するというのは、もともと年金を納めてきた人、あるいは年金という老後の保障を積み立ててきた人の感覚からすると、やはりそういうものから強制的に税金が引かれるというのは、あるいは保険料が引かれるというのは、非常に理解しにくい部分があると思うのです。そういう面では先ほど町長これから、そういう面では総理大臣かわりましたから、どういふような流れになるかわかりませんが、いずれにしてもこの周知徹底、そして私は、あくまでもやっぱりどういふふうになんて納めるかは個人の問題なのだと思うのです。それは口座振替にするか、自主納付にするか、年金からの天引きをするかというのは個人が選択すべきだと思うのです。そういう面から考えて、どうでしょうか。もう一度町の今後の対応についての考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、明神前線ですけれども、道路の構造上からいって、あれだけの勾配があって、要するに直角に水が流れてくるわけですよ。ふたをしても、

それはごみをきちっととったとしても、あの構造からすれば、大雨のときはやっぱりあふれますよね。構造上からいって、水が真っすぐ流れてきて、排水ですから、90度に排水が入っているのだと思うのですけれども、あそこの歩道ね。そういう面からすれば、ふたをかけたりにして、側溝がふたをかけて、ごみが入らないようにしても、大雨のときにはあふれる構造になっているのかなというふうに構造上からいうと思うのですけれども、いずれにしてもあそこの汚水そのものは、基本的には宅地内で全部処理をしてもらわないとならないというのがやっぱり基本なのだと思うのです。あそこの利用する人というのは、地元からすると神社に行く人だけですよね。あとは、ほとんどセイメイファームが利用するということになりますから、そういうことからすると、いまいち安全対策というのがぴんと来ないのですけれども、そういう名目をつけるのだろうけれども、いずれにしてもどこかでやっぱり、いつも流れているということですから、その汚水のチェックをする場所を設けておかないとダメなのだと思うのです。そうすることによって、あそこのところの排水がどうなっているかということが、地元の人たちは常に心配をしているわけですから、そういう場所というのはこの工事の中で設けられるのでしょうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 順次答弁を求めます。

水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 明神前線の関係ですけれども、セイメイ養鶏さんからの水については雨が降ったときに流れてくるような形で、常時は流れてはいないと思います。それで、チェックをするといえば、玉ノ岡中学校のところも、あそこが十字路的になっているのですけれども、あの一番下のところが、水の流れが見えるようなグレーチングの構造になっていますので、あの辺で周りの人にチェックをしていただくような形にすればできるのかなとは思いますが。そんなような形で、今セイメイ養鶏さんについても、雨水、今堆肥の施設があるのですけれども、そこにも屋根を、今予算的になかなか難しいのだけれども、屋根をかけて、なるべく敷地に水が落ちないような形にして、雨であれば、屋根から直接そういう側溝のほうに流れるような構造にということいろいろ考えてはいただいているのですけれども、いずれにしても周りの方に迷惑がかからないような形で、町としてはいろいろ指導はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

支払うのは個人の考え方、個々によって支払っていただくのでいいので

はないかということですが、全く私もそのとおりに思います。

それで町はどうなのだということですが、先ほど答えさせていただいたとおりでございまして、それ以上でも以下でもありませんけれども、これがこの年金天引きとかなんとかということが出てきたその背景というのは、なかなか保険料にしても、税にしても、いろいろなものが集まりにくい状況が起きてきてしまっていると、そういうものをどうとらえたらいいのかということの中で、収納の経費でございまして、あるいは収納率の低下をどういうふうにやっていくのかとか、いろいろな中から出てきた問題だと思っております。しかし、その中には経済状況の中での問題もあるでしょうし、あるいは今いろいろ、いろいろな分野で言われているモラルの低下だとか、そういうこともあるでしょうし、しかしそういうものも全部含めた中で、基本は議員さんおっしゃるように、支払う人の考え方のやり方で支払っていただくと、これが基本原則だというふうに思っておりますので、ぜひそういうような形で気持ちよく支払う人が払っていただく、そして収納率もしっかり上がる、収納の経費もかからないような形でやれると、こういうような方向にいけばありがたいなというふうに考えております。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 最後ですので、ちょっと明神前線だけお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、グレーチングしてあるところというのは、今まででもあったのですよね。それで、それはあそこで確認、今までは流れてオーバーフローすると、それこそにおいがわかってくるからそういう話になっていたのだと思うのですが、常時流れているということではなくて、特にさっき課長が言われたように、大雨のときにそれがひどくなるということなのだと思いますが、そういう面では、私あそこにふたをしてしまうと、グレーチングのところで検査をするというふうに言っていますが、あれをあけて検査をするというのはなかなか大変ですよ。あのグレーチング重いですからね。そうすると今までと同じ状況になって、ただ単にふたを閉めたというだけのお話になってしまうのだと思うのです。そういう面からすると、やはりあれだけの問題を、もう何十年も掲げている問題ですから、せっかくあのふたをするのであれば、どこかやっぱり上流の部分で水質の検査ができるような、基本的には宅地内で汚水の処理をしてもらうというのは、これは原則なのだと思いますが、そういうふうになかなかならないのが現状で、やっぱりどこかにそういうものを排水をするわけですから、上流部にそういうものというのは設けられないのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 今回の清水議員言われたような、今の汚水のチェックというのは、あそこの場合には、あそこ敷地に降った雨水を、雨が降ったときだけ、あそこへ汚水を集めて流しているというのではないのです。今この明神前線のほうに流れてくるものについては、セイメイ養鶏さんの堆肥処理施設とか、あの辺の敷地に降った水が出てくるわけなので、その敷地がかなりきれいになっていけばそんなに、汚い水と言ってはあれなのですけれども、鶏ふんのまざった水が流れてはこないのだと思いますけれども、その辺の流れてこないような敷地内の清掃と、その辺についてはきれいにやっていただくような形では話はしているのですけれども、なかなか全部きれいにはできないのが現状で、それでその辺のチェックもなかなかできないのかなというか、降ったときだけ出てくるものですから、その辺については常時敷地内をきれいにしていただくような形で、町のほうから要請をしていくような形で進めていきたいと思えます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 52 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計補正予算(第 3 号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2 時 58 分

再 開 午後 3 時 17 分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案 第 53 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 8、第 53 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 53 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 53 号は、平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,360 万 5,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 18 億 1,173 万 5,000 円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 53 号の細部についてご説明をさせていただきます。

最初に、53 ページをお開きいただきたいと思います。歳入のほうからご説明をさせていただきます。歳入の第3款第1項国庫負担金の1目療養給付費等の負担金の老人保健医療費拠出金分及び介護納付金分の補正につきましては、それぞれ平成 20 年の老人保健拠出金及び介護納付金の額が確定したことに伴いまして、それに応じた国庫負担金分を補正させていただくものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金のうち特別調整交付金の 200 万円の増額の補正でございますが、これにつきましては新規事業といたしまして、国民健康保険ヘルスアップ事業の早期介入事業を実施するものでございまして、これに対します交付金でございます。この補助率は 10 分の 10 でございます。歳出のほうで細部についてはご説明をさせていただきます。

次に、4款1項1目療養給付費交付金の補正でございますが、療養給付費交付金の算定の基礎となります退職被保険者等に係る高額療養費の増加に伴う増加分及び前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金の額が確定したことに伴いまして、その確定額に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、5款1項1目前期高齢者交付金の補正でございますが、これにつきましても前期高齢者交付金の交付額が確定いたしましたことに伴いまして、確定額について補正をお願いするものでございます。

次に、11 款1項1目療養給付費交付金繰越金につきましては、平成 19 年度退職被保険者に係る医療費の確定に伴いまして返還すべき額が確定

いたしましたので、その返還額について補正をさせていただくものでございます。それから、2目のその他繰越金につきましては、19年度の決算に伴いまして、前年度の繰越金を増額補正をさせていただくものでございます。

次の54ページ、55ページをお願いいたします。歳出に移らせていただきます。まず、1款1項1目の一般管理費の需用費の補正でございますが、この消耗品につきましては、レセプトの点検用参考図書等につきましては、調剤費等の単価が変わりましたので、この参考図書を更新をさせていただくというものでございます。それから、印刷製本費でございますけれども、こちらにつきましては窓あき封筒等を追加で購入をさせていただきたいというものでございます。

それから、13節委託料でございます。電算委託料でございます。この委託料につきましては、国保連合会に被保険者の情報データの作成委託、あるいは各種のデータ処理の委託を総合的に計上させていただいておりますが、大変申しわけございませんが、この当初予算の積算におきまして、レセプトの処理の計算量について、見積もりに見込額のちよつと誤りがございまして、その分につきまして補正をお願いするものでございます。

それから、続きまして2款2項2目の退職被保険者高額療養費の370万4,000円の増額をお願いしておりますけれども、これにつきましては本年度8月分までの高額療養費に係ります支出済額実績を参考に今後の見込額を算出いたしましたところが、当初予算比較しまして不足する見込みがございまして、この増額をお願いするものでございます。

次の3款1項1目後期高齢者支援金並びに5款1項1目老人保健医療費拠出金、6款1項1目の介護給付金につきましては、それぞれ拠出金額が確定いたしましたものでございますので、この確定に伴いましてその差額分を補正させていただくものでございます。

次に、8款1項1目疾病予防費の委託料につきましては、新規事業でございます。先ほど歳入のところでも200万円の補正をさせていただいております。これにつきましては国の補助を受けまして、対象は特定保健指導対象者、特定保健指導対象者の予備群の方たちに対しまして保健指導を行うための早期介入事業でございます。これは、今年度人間ドック並びに特定健診を実施させていただいておりますが、その結果、積極的支援や動機づけ支援の対象にはならなかった方ではありますが、このままいきますと数年以内にはその対象者になるであろうという形たちに対しまして実施するものでございまして、対象人員は最高50人ということで事業を実施したいというふうに考えております。こちらの対象金額につきましては、先ほど申し上げましたように200万円でございます。全額補助金で賄う予定でございます。

次に、9款1項1目保険給付費支払い準備基金積立金の補正でございますが、前年度決算の剰余金がございましたので、このうち4,000万円をこの基金に積み立てをお願いするものでございます。この積み立てによりまして、積み立て後の額は7,276万7,675円となるものでございます。

次に、11款1項3目償還金ですが、先ほど歳入で申しましたが、平成19年度療養給付費等負担金及び療養給付費交付金の確定に伴いまして償還額を補正するものでございます。

最後に予備費でございますが、今回868万2,000円を増額させていただきまして、2,889万8,000円とさせていただくものでございます。

以上、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。
○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 新規事業のヘルスアップ事業ですが、これ具体的にどんな指導になるのでしょうか。今までと同じようなことでの指導ということになるのかね。非常に根拠を持った指導というのが必要かなと思うのですが、そういう点、資格等を持った人がそれに当たるということで考えているのか、どんな指導か、その資格等の。その2点について伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

この指導内容、それから実施方法ということでお答えをさせていただきたいと思います。まず、指導の内容でございますが、まだ具体的には何を何回ということは決まっておりませんが、大まかに申し上げますと、まず栄養指導、それから運動指導、そして健康への動機づけの指導、そういったものが中心になってまいるというふうに考えておりました。実際、期間的には3カ月から4カ月の期間をかけまして、その中でスケジュールを組み、その評価等も行っていきたいというようなことで考えてございます。こちらにつきましては、今補正の中で、委託料として計上させていただいております。実際その当たりますスタッフ等につきましては、当然今お話がございましたように、専門の栄養士、あるいは運動指導士、あるいは保健師等の業務になってくるわけでございますけれども、そのスケジュールですとかその一体的な計画、そういったものも含めて、今のところ業者のほうに委託をしてこの事業を実施してまいりたいというふうに考えております。対象者は、先ほど申し上げましたように、50人という形で考えております。よろしくお願いたします。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 53 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第 54 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 9、第 54 号議案 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計補正予算(第 2 号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 54 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 54 号は、平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計補正予算(第 2 号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,371 万 7,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 1 億 4,835 万 7,000 円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、老人保健特別会計補正予算の細部についてご説明をさせていただきます。

最初に、70 ページ、71 ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳入からご説明を申し上げさせていただきます。まず、歳入、第 1 款第 1 項第 1 目の医療費交付金でございます。こちら現年度分につきまして 350 万円の増額の補正をさせていただいております。こちらにつきましては、歳出

で、医療費につきまして 700 万円の増額をお願いしております。また、内容につきましては歳出のほうでご説明をさせていただきますが、この 700 万円の増額に対しまする国の負担分 100 分の 50、この金額について補正をさせていただきますものでございます。

それから、2の過年度分につきましては、これは 19 年度の医療費交付金の確定によりまして、平成 19 年度未交付分として本年度交付される額につきまして 92 万 3,000 円を増額し、92 万 4,000 円という補正をお願いするものでございます。

続きまして、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金の医療費国庫負担金でございますが、こちらの現年度分 233 万 3,000 円につきましては、今申し上げました歳出で 700 万円の増額分にかかります国庫負担分につきまして、歳入の増額をお願いするものでございます。それから、過年度分につきましては、こちらも 19 年度の国庫負担金の確定によりまして、その未交付分について 20 年度の補正をさせていただきますものでございますが、なおこちらにつきましては 19 年度の決算が赤字決算でございます、既に6月の専決処分によりまして、充当分につきましては補正をさせていただいております、その残額について今回補正をさせていただきますものでございます。

続きまして、第3款県支出金の1目医療費県負担金でございますが、こちらも現年度分につきましては 700 万円の増額に対する県負担分の増額でございます。過年度分はこちらも 19 年度の確定によりまして、未交付分を今回交付分をさせていただきますものでございます。

それから、第4款の繰入金、一般会計の繰入金でございますが、こちらにつきましても増額の 700 万円に相当いたします 12 分の1に相当する額、町負担分でございますが、こちらを補正させていただきますものでございます。

なお、続きまして第5款繰越金でございますが、先ほど申し上げましたように、19 年度からの 20 年度の繰り越しにつきましては、赤字決算でございます、繰越金につきましては減額をさせていただいて、ゼロというふうにさせていただきますものでございます。

続きまして、72、73 ページの歳出のほうをお願いいたします。まず、第1款総務費中の1目一般管理費につきまして、電算委託料を補正をさせていただいております。こちらにつきましては、この会計につきましては、基本的には3月分の医療費、それに相当する分をこの会計で 20 年度組ませさせていただいているわけでございますが、この電算委託料等につきましても、国保連合会のほうにさまざまな電算の委託をしてございます。その中で、当初予算の中では、6カ月程度見込めば、ある程度議論は落ちつくのではないかとということで、システムの保守料等も6カ月間を予定してございました。ただ、

この後説明をさせていただきますが、3月分だけではなくて、それ以前の医療費の請求というものがまだ続いておりました、このシステム等の保守料あるいはその電算の処理量、これらにつきましては今後も1年間続くということで、今回補正をさせていただくものでございます。

それから、第2款の医療諸費、医療給付費でございますが、こちら再三申しあげました700万円の増額を今回お願いいたしております。本年度の会計につきましては、基本的には20年3月分の1カ月分を計上しておるわけでございますが、実際にはその以前のいわゆる未請求分、医療機関からの未請求分というものがこちらに上がってきております。連合会のほうから上がってきておりました、現段階でこの補正を計上させていただくところで、連合会のほうに確認いたしましたところ、まだ未請求分が320万円ほど残っていると。10月以降、これが請求があるという見込みでございました。それ以外のものにつきましては、未確認のものがまだございまして、これは幾らになるかはまだわからない状況でございます。ただ、わかっているだけでも320万今後は請求があるということでございますので、380万円ほどさらにプラスで見させていただいて、700万円の増額の補正をここでさせていただくという内容でございます。

それから、第3款の第1項償還金につきましては、こちら返還金でございまして、平成19年度審査支払手数料交付金の確定によりまして、19年度の過払い分について今回補正増で返還をさせていただくものでございます。

それから、3款の諸支出金、一般会計の繰出金につきましても、こちら19年度の決算確定によりまして、一般会計から繰り出していただいた分の過払い分といいましょうか、そちらを償還させていただくものでございます。

最後になりますが、予備費につきましては、今回67万3,000円を増額させていただきまして、159万1,000円とさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) なかなか推測するのは難しいのだろうなというふうに思うのですけれども、未請求分というか、その部分が今後どのぐらい続くものなのでしょうか。今年度中に大体会計としては閉鎖ができるという見込みなののでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃられましたとおり、私ども全くその見込みが立たないというところで非常に困っております。実際は、今回今請求が上がってきている分につきましても、18年7月、そういった時点での請求が上がってきているということでございまして、一応いわゆる時効、請求の時効というのが2年というふうに言われております。ですから、2年前のものが今後も上がってくるということは考えられるところでございますけれども、ただ何とかこの辺につきましても、事務レベルでは連合会のほうに、各医療機関のほうへなるべく早く上げてもらうように、未請求分がどのくらいあるのかとか、その辺を何か紹介をしていただけないかということにつきましてはお願いをしていきたいというふうに考えております。申しわけございませんが、全くその、まだこれからどれだけ上がってくるかということについては、予測がつかないということでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第54号議案 平成20年度嵐山町老人保健特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第10、第55号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億4,588万

1,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、細部につきましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、84、85ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。歳入につきましては、第4款繰入金、1目で事務費繰入金といたしまして、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。こちらにつきましては、歳出の計上で同額53万円を増額補正をさせていただいておりますので、そちらのほうでご説明をさせていただきます。

続きまして86ページ、歳出のほうのページをお開きいただきたいと思っております。歳出といたしまして、第1款総務費、第2項徴収費、1目徴収費ということで、この中で需用費並びに委託料を補正をさせていただいております。この需用費につきましては印刷製本費でございまして、電算委託料も関連してまいります。今回ご存じのとおり、後期高齢者医療制度につきましては、6月にプロジェクトチームによります特別対策ということで、いわゆる税の減額の拡大、それから特別徴収から普通徴収への切りかえ、これは口座振替によるものでございますけれども、そういった改正がなされております。こういった改正に基づきまして、当初予定をしておりましたいわゆる印刷製本の納税の通知書でありますとか、あるいはお知らせ、そういったものが当初に比較いたしまして不足を生じてきたというものでございます。これに基づきまして、今回印刷製本費並びに電算委託料につきまして所要の額の補正をさせていただきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第55号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第11、第56号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、平成20年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定の件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,535万9,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を10億1,792万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは、議案第56号の細部につきましてご説明申し上げます。

98ページをお開き願いたいと思います。歳入であります、8款の繰越金でございます。平成19年度の決算の確定に伴う前年度繰越金でありまして、6,535万9,000円を増額するものでございます。なお、この中には介護給付費の確定によりまして超過交付となっております国、県などへの返還すべき額3,281万6,000円も含まれております。

次に、100ページの歳出に移らせていただきます。2款保険給付費の1項介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費を82万1,000円減額し、今後増額が見込まれます居宅介護福祉用具購入費を82万1,000円増額するものでございます。

次に、第3款地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業費の委託料でございますが、特定高齢者把握事業委託料につきましては、予定人員の減少によりまして65万6,000円を減額するものであります。また、特定高齢者対応訪問事業委託料は、歯科衛生士が特定高齢者を訪問いたし

まして、口腔機能のチェックや指導を行うとともに、介護検診の未受診の方に検診を促すため、55万3,000円を増額させていただくものでございます。

5目の任意事業費につきましては、高齢者見守り事業を、当初で予定しておりましたシルバー人材センターへの委託から看護師を中心に実施することとしたため、24万8,000円を委託料から報酬費に変更するものでございます。

102ページをお願いいたします。第4款基金積立金でございますが、介護給付費準備金積立金を3,249万9,000円増額するものでございます。

次に、5款諸支出金の償還金1,800万7,000円ではありますが、平成19年度の介護給付費の確定に伴いまして、国、県及び支払基金へ返還するものでございます。

2項の繰出金の一般会計繰出金は、19年度決算に伴いまして、介護給付費等の町の負担の超過繰り入れ金分1,483万8,000円を精算金といたしまして一般会計へ繰り出すものでございます。

予備費でございますが、11万2,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を365万9,000円とするものでございます。

以上で細部説明を終わりにします。よろしくをお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 101ページの高齢者の見守り事業委託料ですが、これを減額して、看護師中心で行うため、シルバー人材センターの委託をやめ、看護師中心で行うためということなのですが、これの理由を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

当初は、シルバー人材センターへの委託を予定しておりました。しかしながら、中のうちで協議をいたしまして、やはり専門の見方ができる看護師のほうがいいだろうという結論に至りまして、今回このような形でシルバーから看護師へというような形で予算のほうを移させていただくものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうすると、この看護師というのは、特定高齢者訪問事業委託料のほうに変わるということなのではないでしょうか。専門性のあるということだと、この高齢者見守り事業というのは、どのような高齢者を見

守るという形でこの委託料が最初に積算されて、そしてそれをやめた形になったのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

シルバーから看護師に移しましたのは特定高齢者ではありませんで、一般高齢者でございます。特定高齢者に該当しない方、そういう特定高齢者には該当しないけれども、心配なご家庭、1人世帯の高齢者でありますとか高齢者の2人世帯、そういった方を対象に見守りをしていくというような事業でございまして、そういう方を訪問しながら、看護師の目で見て注意を払っていこうというような事業でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) この看護師はどこの費用になってくるのでしょうか。嵐山町の保健師がやるということになるのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

町の職員には看護師はおりませんで、保健師はおりますけれども、看護師はおりません。この報償費は雇い上げの看護師で実施するというところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 関連なのですが、雇い上げというと、特定の人っていて、その人に頼むということであるわけですか。例えば嵐山病院とか、そういうことではなくて。その場合、そうすると何人ぐらい、人数もあわせてちょっと伺いたいのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 特定の事業所等への委託ということではなくて、個人に依頼をしながら、報償費、支出でございまして、考えてございます。今いろんな健康づくり事業等に母子保健事業も含めてでございますけれども、看護師の報償費に来ていただいている雇い上げの看護師さんがいらっしゃいますので、そういう方をお願いをして実施するというところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) すみません、1 点だけお聞きしたいのですが、これも、訪問介護サービスの利用料が減ってきているということなのですが、これはただ単に利用料が減ってきているのか、見直しによってランクが軽くなって利用ができなくなってきたということなのか、その辺の減少の理由をちょっとお聞きしたいのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

これは介護会計全般に言えることございまして、昨年度の決算からでございますけれども、介護給付費そのものの全体額が前年度比減少しております。これは保険者にとっては大変ありがたいという言い方が適切かどうか分かりませんが、その予算の範囲の中で推移ができた。その中で、今回居宅介護サービス給付費を減額して、その分福祉用具のほうに持っていきわけでございますけれども、そういった全体の流れの中で、訪問介護だけではなくて、例えば施設サービスにしても減額している部分がございます、そういう意味で今回は居宅介護から福祉用具購入費というような形の補正をお願いしたということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そうすると、利用そのものが全体的に減ってきているということなのですが、それはサービスの内容に原因があるのか、あるいはサービスを受ける側の家族介護が充実しているということが原因なのか、その辺の把握というのはされているのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

減ってきている原因でございますけれども、一番大きな理由は、平成 18 年度から介護予防のほうに重点がシフトされてきているということがございます。それから、去年から今年度の状況でございますけれども、介護度の重い方、こういう方が少なくなってきたございまして、そういったような影響、そうしますと全体、1 人当たりの介護度が重い方が少なくなるということは、全体の 1 人当たりの給付も下がるということございまして、そういった面から下がっている部分があるのだろうというふうにご覧しております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第56号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第12、第57号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万3,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を7億6,752万3,000円とするものであります。その他、地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

109 ページをお願いいたします。まず、地方債の補正なのですけれども、限度額が2億6,170万円から2億4,670万円に減額をするというものでございます。

続きまして、116 ページをお願いいたします。歳入けれども、第3款の国庫支出金、1目の下水道事業費の国庫補助金ですけれども、これにつつま

して1,150万円を増額をして、補正後が5,000万円となるものでございます。これにつきましては、歳入概要に書いてありますけれども、国土交通省地域整備局長通知、これによりまして公共下水道に係る主要な管渠の範囲について、この改正がありまして、補助金の対象割合がふえたことによって増額をするものでございます。具体的には、下水排除料の基準というのがあるのだそうですけれども、これが1日当たり3立米以上というのが1日当たり2立米になったということで、これがふえるということでございます。

続きまして、第5款の繰越金でございますけれども、これはもう決算で確定をしたということで、382万3,000円を増額をいたしまして、1,382万3,000円となるものでございます。

第7款の町債、1目の下水道事業債ですけれども、これにつきましては1,500万円を減額をして1億1,320万円ということで、下水道事業費の国庫補助金、これが増額したことによりまして起債分を減額をするということでございます。

続きまして、118、119ページをお願いいたします。今度は歳出ですけれども、これは一般管理費のところで、職員手当等のこの補正ですけれども、これにつきましては職員が住所を変えたことに伴うものでございます。これによってふえたということでございます。

それから第2款の事業費、1目の建設事業費ですけれども、これにつきましては780万7,000円の減額をして、補正後が1億6,812万3,000円ということでございまして、委託料と工事請負費、これで780万7,000円を減額をするということでございます。これにつきましては、契約金額の確定により補正をするものということで、入札の差金によるものでございます。

それから、第4款の予備費、これにつきましては763万9,000円を増額をいたしまして、918万7,000円ということになるものでございます。繰越金等の確定によりまして、歳入がふえた分につきましては今回の補正段階では予備費に計上しておくというものでございます。

続きまして、最後、122ページをお願いいたします。地方債の現在高なのですけれども、この最終的に34億3,827万7,000円になるということでございます。

以上で細部説明を終了いたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 57 号議案 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 13、第 58 号議案 平成 20 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 58 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 58 号は、平成 20 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を 1,262 万 7,000 円増額をし、合計4億 9,542 万円とするものでございます。資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を 84 万 4,000 円増額をし、合計 324 万 4,000 円に、資本的支出を 90 万 5,000 円増額をし、合計2億 5,555 万 1,000 円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を行います。

125 ページをお願いいたします。今回の補正は、平成 20 年度の補正予算(第1号)ということで、4月1日付の人事異動に伴う人件費の補正が主なものとなっております。まず、125 ページの第2条ですけれども、収益的収入及び支出、第1款の事業費用ですけれども、補正の予定額が 1,262 万 7,000 円ということで、これは人件費で、職員が1人増というふうなことが大きな原因でございます。4億 9,524 万円になります。第1項の営業費用な

のですけれども、1,267万5,000円を増額して、4億6,304万3,000円、第2項の営業外費用、これは4万8,000円を減額しますが、これは消費税でございまして、補正後が2,537万7,000円となるものでございます。

それから、第3条の資本的収入及び支出でございますけれども、この資本的収入84万4,000円、これにつきましては一般会計のほうでも審議されましたけれども、平沢地内の消火栓の設置工事、これの負担金でございまして、84万4,000円を増額をして、補正後は324万4,000円となるものでございます。

それから、資本的支出につきましては、90万5,000円ということで、これを増額をし、補正後が2億5,555万1,000円となるものでございます。

それから、134ページをお願いいたします。ここに詳しく予算の執行計画が載っております。4目の総係費のところの備用品費、これ以外につきましては人件費に関するものということで、これにつきまして100万円載っておりますけれども、これについては管路管理用のパソコン1台と事務用のパソコン2台ということで、その購入費ということでございます。

それから、資本的収入及び支出のところの工事負担金ですけれども、84万4,000円につきましては、先ほど申し上げましたとおり一般会計から繰り出されたものでございます。それから繰り入れるということになります。それから資本的支出につきましては、配水管の布設工事ということで、工事請負費で84万4,000円、これは平沢地内の小幹線設置工事ということでございます。

ほかの予定貸借対照表については、ご高覧をいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第58号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第14、第65号議案 比企土地開発公社定款の一部を変更することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第65号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第65号は、比企土地開発公社定款の一部を変更することについての件でございます。公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正等により、本定款の一部を変更するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 議案第65号につきまして細部説明を申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思っております。まず、第7条第4項を次のように改めるということですが、第7条につきましては、役員の職務及び権限が規定されております。その中で、第4項は監事の職務を規定しております。これが民法第59条の職務を行うとなっておりますが、この民法規定が削除されまして、新たに公有地の拡大の推進に関する法律第16条の8項に追加になりましたので、法律根拠が変わりましたので、一部改正をさせていただきます。

また、第19条につきましては、7条第4項で公有地の拡大の推進に関する法律を、以下「法」というように読みかえております。

第19条につきましては、この読みかえ規定に基づいて条文整理をするものでございます。

次に、25条各号を次のように改めるということですが、25条につきましては、余裕金の運用について規定をしているものでございます。そして、第1号では国債、地方債、その他主務大臣の指定する有価証券の取得ということに変更させていただくものですが、改正前は国債、地方債だけだったのですけれども、改正後はその地方債の後ろにその他主務大臣の指定する有価証券の取得ということが追加されたものでございます。

第2号につきましては、銀行その他主務大臣の指定する金融機関の預金とありますが、改正前はここに郵便貯金及びというふうに入っておりましたが、郵政民営化法によりまして、郵便貯金という言葉は削除するものでございます。

附則でございますが、この定款につきましては埼玉県知事の認可のあった日から施行するというものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 25条の1号の国債、地方債の件なのですが、今までの法令が改正すると。問題は有価証券ということになると思うのですが、今でも、私余り証券というのを、余りというか、買ったことはないのですが、余裕がありませんので、ああいうのは買ったことがないのですけれども、これどういうものを指すわけなのでしょう。その中身が一点です。いわゆるリーマンの問題で、東松山の件も当然ご存じだと思いますけれども、ああいうことも買うことになるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

これにつきましては、金融機関がどういうものがあるかと申しますと、農林中央金庫、商工組合中央金庫、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、それと外国為替銀行法に基づきます第2条1項にする外国為替銀行、全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券、こういうものが今度新たに追加になったというものでございます。ですから、この規定でいけば、外国為替、外株の銀行法に基づくものを取り扱っていれば、そういうものについては債券として買うことができるということになるかと思えます。

〔何事か言う人あり〕

○金井三雄政策経営課長 大変申しわけないのですが、そこまで、リーマンが入っているかまではちょっと調べなかったのですが、きっと外国為替の銀行も入っておりますので、そういうものについても余裕金を運用することは可能かなと考えますが。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 毎回毎回予算書、決算書が、公社の来るのですけれども、余り気にして見ていなかったのですけれども、町と公社との関係

なのですが、公社の経営に対する町の責任というのはどの程度触れられる
というか、負わなくてはならないというか、そういうものというのが、公社と町
との契約の中でどういうふうにとられているのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 まず、比企土地開発公社の定款についてでござ
いますが、この定款の中で、嵐山町長については理事になっております。
理事会の決裁事項につきましては、定款の変更、毎年事業年度の事業計
画、予算及び資金計画、毎事業年度の事業報告、財産目録、貸借対照表
及び損益計算書、あと規定等の制定、廃止、理事会のその他公社の運営
上理事長が必要と認める事項ということで、出席者の3分の2以上で決定を
するというようになっておりますので、資金計画等が、予算等についても、理
事長、理事についてはそういうものについて権限がありますので、そういうも
のについてはすべてこの比企開発土地公社の役員さんについては権限が
ありますので、何か問題があればそこでのことになるかなと思いますけれど
も。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ということは、町長が理事になって、そういう形に
なっているということは、公社の経営について、ある一定の責任問題とい
うのは、もし仮にですけれども、そういう形になってくるとすると、いろん
な問題が出てくるとすると、一定の町の責任は出てくるという認識でよろ
しいのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 何らかの問題等が起きた場合には、嵐山町にも
責任は出てくるというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第65号議案 比企土地開発公社定款の一部を変更することにつ
いての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案 第66号、議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

○柳 勝次議長 日程第15、第66号議案 町道路線を廃止することについての件及び日程第16、第67号議案 町道路線の認定することについての件、以上2件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第66号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第66号は、町道路線を廃止することについての件でございます。道路改良工事の実施及び国有財産譲与申請に伴い、町道路線を廃止するものでございます。

続いて、議案第67号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第67号は、町道路線を認定することについての件でございます。道路改良工事の実施等に伴い、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

木村都市整備課長。

〔木村一夫都市整備課長登壇〕

○木村一夫都市整備課長 それでは、議案第66号の町道路線を廃止することについての細部説明を行います。

議案第66号は町道路線を廃止するもので、道路改良工事によるものが4路線、全体延長で533.79メートルでございます。路線名は、町道志賀271号線、町道広野94号線、町道広野116号線、町道広野295号線です。

次に、国有財産の譲与申請によるものの廃止が1路線で、延長81.16メートルです。廃止路線の合計数が5路線で、延長614.95メートルです。

次に、議案第67号の町道路線を認可することについての細部説明を行います。議案第67号は町道路線を認定するもので、道路改良工事によるものの認定が8路線、延長が911.74メートルで、主なものは町道平沢278号線、延長が190.90メートル、町道広野94号線、延長が278.07メートル。次に、東原土地区画整理事業地内の幹線道路に接続する道路の改良

工事に伴う認定で、菅谷 265 号線で 92.7 メートルです。認定路線の合計が 8 路線で、延長 917.72 メートルでございます。

なお、図面については議員控え室に掲示してありますので、ご高覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 9 番、川口浩史議員。

○9 番(川口浩史議員) 道路の中身の問題ではなくて、提案の仕方なのですけれども、一括で提案されているわけですからけれども、これ前に問題になってね。例えば事業ごとの提案とか、そういうことでの分割といいますか、そういう提案の仕方というのは検討するお考えがあるのかどうか、その点伺いたいと思っております。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思っております。

この間もそういうお話を伺いました。ちょっと私も認識が足らなかったのかなというふうに思っております。今後の問題ですけれども、他市町村がどういう形で実際にこの認定、廃止をやっているのか、あるいは個々の案件によって、いろいろ総務経済常任委員会で審査をしております民間の開発に伴うものというものを他の市町村がどういうふうに扱いをしているのかというようなこともございます。したがって、今後少し調査をさせていただいて、議会のほうとも相談をしながら、どういう提案の仕方がいいのかというものを最終的にはご相談を申し上げて、できれば一定の方針が出れば、新しい年度からでもお願いをしたいなというふうに基本的には思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 66 号議案 町道路線を廃止することについての件及び第 67 号議案 町道路線を認定することについての件、以上 2 件につきまして、会議規則第 39 条の規定により総務経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました第 66 号議案 町道路線を廃止することについての件及び第 67 号議案 町道路線を認定することについての件、以上 2 件につきまして、会議規則第 46 条の規定により今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会 の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9 月 30 日、10 月 1 日、2 日、3 日、6 日及び 7 日は休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、9 月 30 日、10 月 1 日、2 日、3 日、6 日及び 7 日は休会することに決しました。

◎散会 の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4 時 25 分)